

第三十八回国会 衆議院 内閣委員會議録 第二十八号

昭和三十六年四月二十一日(金曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事伊能繁次郎君 理事小笠 公昭君

理事草野 一郎平君 理事高橋 等君

理事宮澤 胤勇君 理事飛鳥田一雄君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

内海 安吉君 大森 玉木君

飯谷 忠男君 佐々木義武君

島村 一郎君 田澤 吉郎君

服部 安司君 福田 一君

藤原 節夫君 保科善四郎君

前田 正男君 牧野 寛素君

杉山元治郎君 田口 誠治君

原 茂君 山内 広君

横路 節雄君 受田 新吉君

出席國務大臣

國務大臣 西村 直己君

出席政府委員

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(長官官房長)

防衛庁参事官 海原 治君

(防衛局長)

防衛庁参事官 小幡 久男君

(教育局長)

防衛庁参事官 小野 裕君

(人事局長)

防衛庁参事官 木村 秀弘君

(経理局長)

防衛庁参事官 塚本 敏夫君

(装備局長)

委員外の出席者

防衛庁書記官 麻生 茂君

(防衛局防衛審議官)

専門員 安倍 三郎君

四月二十日

金鶏勲章所持者の処遇に関する陳情書(都城市鷹尾町四千七百七番地宮崎県都城地区殊勲会稲森利助)(第六二二号)

北富士演習場の使用中止等に関する陳情書(富士吉田市下吉田三百四十四番地北富士入会組合長渡辺久平外一名)(第六三四号)

沖繩の公営住宅建設に関する陳情書(那覇市議會議長高良一外三十九名)(第六三五号)

世界歴戦者連盟主催国際会議に代表派遣に関する陳情書(東京都千代田区丸ノ内一丁目一番地日本傷痍軍人会専務理事沖野亦男)(第六五六号)

東京都下新島に自衛隊のミサイル試験場設置反対に関する陳情書(東京都千代田区神田一ツ橋日本母親大会連絡会出幸子)(第六八〇号)

米海軍厚木航空基地の爆音防止対策確立に関する陳情書(神奈川県高座郡座間町栗原四十三番地中村得蔵外九百六十七名)(第七六二二号)

同(神奈川県高座郡海老名町枯ヶ谷二千九番地海老名町爆音対策協議会長海谷久右エ門外二千二百七十三名)(第七六三三三三)

同(神奈川県高座郡綾瀬町吉岡千三十五番地鈴木政雄外千二百九十九名)(第七六四四四)

同(大和市深見二千六百四十九番地遠藤忍外一万四千五百六十名)(第七六五五五)

金鶏勲章年金及び賜金復活に関する陳情書(大津市神出車路町百九十一番地滋賀県殊勲会委員長堀江武治外一名)(第七六六六六)

本日の會議に付した案件  
防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

○久野委員長 これより會議を開きます。  
防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、前会に引き続き質疑を継続いたします。

○飛鳥田委員 防衛二法について質問をいたします。前回は、ほんのわずかな時間でありましたが、新島の問題を伺いたいと思います。

新島についていろいろな問題が起ころうとしております。これは御存じの通りであります。当然、新島試験場に付随いたしました海上の漁業制限が発表せられております。一体この漁業制限はいかなる法律上の根拠に基づいてなされていられるのか、それを伺いたいと思います。

○西村國務大臣 ただいま新島の問題について御質問がございましたが、新島は御存じの通り私どもとしては基地

ではない。基地だというお説もありまして、いろいろ批判なり強い反対運動もありました。基地でない。現在のところは、本村におきましては九割の島民の御賛成を得ているというふうに私も思っております。

もろろんこれが試験場と申しますか、ミサイルの誘導の試験場が設置されて開始されますれば、当然年間においてある程度、大体二十回くらいという考えであります。二十日とか一月とか、特定の時間海上の制限を受けなければならぬ。それにつきましては十分現地の関係者と了解を得まして、そのもとに協定なり補償なりの問題を進めて参りたい、こういう考え方でございます。

○飛鳥田委員 私の伺っているのは、すでに防衛庁の方ほどの範囲というところをある程度発表なすっていらっしゃいますし、それから防衛庁の担当官と各漁業組合の幹部諸公との話し合いも行なわれているようです。だとすると、その範囲はほぼ明らかになってきたわけですから、いかなる法律上の根拠でそういう漁業制限をやられるのか、これを伺っているわけです。それだけずばりお答えいただければけっこうです。

○本村(秀)政府委員 お答えいたします。自衛隊法の百五条に「訓練のための漁船の操業の制限又は禁止」という規定がございますが、この規定に準じまして地元の関係漁業協同組合と契約をいたしまして、公法上の契約に基づいて制限なり補償をいたしたい、こういう趣旨でお答え申したわけでございます。

○飛鳥田委員 これは一種の権力行為です。権力行為に準ずるなんという解釈は初めて伺ったのですが、そういう乱暴な法律解釈を今の政府はなさるのですか。百五条を適用する、あるいはこれに準ずる限り、これは明らかなる演習場じゃありませんか。長官、それはどうするのですか。

○西村國務大臣 私はこの実態はあくまでも試験場あるいは実験場、従って当時の社会党との話し合いにおきまし

において制限あるいは補償を取りきめたいと思っております。

○飛鳥田委員 長官の御説明と今の経理局長の御説明は、完全に矛盾しているわけですよ。自衛隊法百五条が適用になるのならば、これは訓練場であつて、試験場ではない、実験場ではない、こういうことは明確になるはずですよ。今まで訓練場ではない、演習場ではない。試験場だ試験場だ何百べんもおっしゃってこられて、現実の法律の適用は演習の規定を適用なさる、こんな矛盾がありますか、これは一体どうなさるのです。

○本村(秀)政府委員 ただいま私のお答えをいたしました説明が多少不十分でございましたので補足させていただきます。自衛隊法の百五条に「訓練のための漁船の操業の制限又は禁止」という規定がございますが、この規定に準じまして地元の関係漁業協同組合と契約をいたしまして、公法上の契約に基づいて制限なり補償をいたしたい、こういう趣旨でお答え申したわけでございます。

○飛鳥田委員 これは一種の権力行為です。権力行為に準ずるなんという解釈は初めて伺ったのですが、そういう乱暴な法律解釈を今の政府はなさるのですか。百五条を適用する、あるいはこれに準ずる限り、これは明らかなる演習場じゃありませんか。長官、それはどうするのですか。

○西村國務大臣 私はこの実態はあくまでも試験場あるいは実験場、従って当時の社会党との話し合いにおきまし

ても、名前は試験場であろうが、実験場であろうが、けつこうでございますが、ある程度両者の間にあるいは第三者の間に話し合いがつかかたことは御存じの通りでございます。従つてわれわれは法律問題よりは、むしろ実際の地元の代表者と合意を遂げてその契約のもとにやつて参りたい、こういう考え方でございます。

○飛鳥田委員 そういたしますと念を押しますが、自衛隊法百五条はこの操業禁止の問題とは全然無関係ですか。それとも準ずるなどというごまかしの関係が成立するのですか。防衛庁は今まで純粋な試験場だ、実験場だとおっしゃっているが、その適用法律においては完全に自衛隊法の訓練を目的とした条文を適用なさるといふようなことをはしなくも発言なさつたので、これは新島の本質が何であるか、このことを全国民に知らせるためには非常に重要な問題です。あとから補足などというそくなことをおっしゃいますが、この事実を消えませんか。

もう一度親切な意味でお伺いいたしますが、自衛隊法百五条はこれと何らの関係のない条文なのか、あるいは何らかの形で関連性があるのか、この点、長官にはつきりお答えをいただきたいと思ひます。準ずるなどという法律は全然ないのですから……。

○西村国務大臣 損失補償等がありました場合には、当然百五条を適用してはならぬと思ひます。その他におきましては、私どもはあくまでも合意を中心と考えて参りたいと思ひます。

○飛鳥田委員 くだいようですが、準ずるといふことは、法律が準じ得ることを命じ、あるいは準じ得る可能性を示したときに準じ得るのであつて、そんな法律はどこにあるのですか。その準ずるといふ法律の条文を見せて下さい。

○木村(秀)政府委員 法律的には百五条そのものが適用になるのはございせん。あくまでも、これは先ほど申し上げましたように、契約を結びまして、その契約に基づいて権利なり義務なりが生ずる、こういう関係になります。ただし先ほど私が申し上げました準ずるといふのは、たとえばほかの地域で自衛隊が訓練のために漁船の操業制限をやつて、それに基づいて損失の補償をいたします。そういう損失の補償と、新島における、契約を結んで、その契約に基づいて補償をいたしますけれども、その契約に基づく補償とが非常に隔たりがある、全然無関係だといふわけには参りませんので、そういう意味で損失の補償算定等についてはこの規定に準じた取り扱いをいたしたい、こういうことであります。

○飛鳥田委員 今申し上げたように、試験場々々と口ではおっしゃつていられるけれども、実は演習場のつもりだから、百五条などという言葉がちゃんと出てきて速記録に残つてしまふ。それが増し刷りされて日本じゅうに配られるでしょう。あとからどんなにおつちやつたつて、法衣の下からよろいやかぶとが見えるといふことがはつきりわかる。しかしそんなことを言つても仕方ありません、一応御訂正なられたらいいですか……。あらかじめ国会の答弁でお断わりしておきますが、私が法律的な根拠を伺つていふときには、法律的にお答えいただきたい

と思ひます。あなたが準ずる、準ずるとおっしゃるのは、補償その他を出しになる場合に、防衛庁の方が、このぐらゐまでは出そうといふことを自分の腹つもりで考えるときに、百五条に定められた補償基準といふものがあつた方の腹つもりとしてあるというだけ、第三者の関係であるのではないのです。それを準ずる、準ずるなどとおっしゃるから、準ずるといふ言葉は、あなたは法科大学を卒業になつたかどうか知りませんが、お習ひになつたかどうか疑問に感ぜざるを得なくなつてしまふわけです。そしていたずらに質疑応答が混乱するだけになりますので、一つ法律的なことを伺つたときには法律的正確なことを伺つてお答え願ひようにお願ひしておきます。

そこで百五条を適用しない、これは関係ない、こういうふうに長官は答へになつたやうであります、しかしそれは非常に不思議な、私たちの間に混乱を起さざるを得ない、と申しますのは、政府内部で意見が統一してないといふことが考えられぬ。たとえば二月十六日にわれわれの同僚であります西村閣一君が農林水産委員会に伺ひましたときには、高橋説明員は明らかにこの場合は自衛隊法百五条の適用によつて事を処すべきものだと思ひますとお述べになつてゐるわけだ。農林省と防衛庁とは法律的な解釈、これからとらうとする行為の法律的な根拠といふものは白と黒といふほど違つてゐるわけだ。全然これから仕事が始まる前、ほんとうの準備段階でありますならば、そのようない意見不統一といふこともあり得るでしょう。そしてそれは御努力によつて調整なさ

ればよろしいのです。だがしかし現に新島ではあんなにも苛烈な住民との闘争があるやありませんか。そして防衛庁は盛んに大衆に向かつて、あれは演習場ではありませんが、試験場です、こう言つて百五条の適用のないことを暗に示してゐる。もうすでに国民と防衛庁との間のいろいろな事実行為は数年にわたつてゐます。数年にわたつてなおかつ農林省、防衛庁の間に、かくも根本的な矛盾があるではありませんか。こういう政府内部の意見の不統一といふものを一体どうなさるのです。ただ不統一だといつては済まない。国民はこれをどう思ひますのか。現に私は神奈川県に聞いてみました。そうすると県庁の水産課は、当然百五条の適用によつてわれわれの意見を聞いてもらへるものと期待をしております。ところがただのいへんもあなた方は聞いてきていません。それはそれでよろしい。神奈川県の水産課は、何といつたつて農林省の水産庁の關係の意見を重要視するにきまつてゐます。だからそう思つて待つてゐるのです。ところがあなた方は全然水産庁とは別の意見で、勝手にやつてゐる。政府といふのはかくのごとく頭と心とは別々に走るものですか。長官、いかがですか。

○西村国務大臣 私といたしましてはこれは基地にしない。もう国会という公式の場面を通して何回も説明申し上げ、またお話し合ひさえ進めば、いつでもこれはいかなる方とも、特に社会党のようなお立場の方々と話し合ひを進めて、しかもそれは必要があれば閣議決定にもするといふ態度を、私は今日も堅持いたしておるくらいでございます。

問題は補償をしなければならぬ。私はできるだけ補償の話し合ひを進めてみたい、こう考えております。ただ問題は補償のやり方の問題についての法理論的な御見解が今述べられたわけでありまして、これは私には一つの御意見として十分自分は検討していかなければならぬと思ひます。末端におきまして、あるいは政府の府委員等が水産庁においてあるいは多少ニュアンスの違つた答弁をしておりますれば、私どもはこれは部内を通してあるいは政府を通して十分調整をはつきりさせて参りたい、こういう考えであります。

○飛鳥田委員 そんなゆるちやうなことをおっしゃつて、新島では現実になぐり合ひが行なわれ、けんかが数年続けられておるではありませんか。それをこれから部内を調整してなどとおつちやつて、そんなことで政府としての責任は済みますか。これはあなたの良心に私は聞きます。水産庁と防衛庁とが多少ニュアンスが違ふなどといふことを言えるでしょうか。うしろに法律の専門家がおりますから、うしろを振り向いてお聞きになつてごらん下さい。多少のニュアンスの違いですか、そういうでたらめな言葉のごまかしによつて、現実に新島で行なわれてゐるあの事態を、ますます激化していくやうな行為があつたら大へんやないでしようか。そしてこれはもう三年も四年もたつてゐることです。今ごろ政府内部の統一ですか。多少のニュアンスの違いですか。私たちは恥ずかしくて、国民に向かつてこういうことを報告できません。しかしもう済んでしまつたことですから、私はあまりくだ

くは言いませんが、水産庁とのこうい  
う完全に白と黒というような意見の違  
いを、防衛庁の考えるような方向で統  
一できる御自信がありますか。

○西村国務大臣 農林大臣も御存じの  
通り閣議に出席しております。また新  
島の村会も、これが基地でない、また  
演習訓練のためでないというところは十  
分知っております。あとは法運用とし  
ての事務的な段階において多少発言が  
違つておれば、それは私は政治の立場  
からは正して参るべきだ、あるいは調  
整をはかるべきだと考えております。

また新島におきましては、本村におき  
ましてはすでに九割以上の賛成者を得  
ておることは皆さん御存じの通りでござ  
います。従つてできるだけすみやかに  
この漁業補償問題は一問題として入  
問題よりは一歩前進した補償問題に入  
る。そのためには私どもは話し合いを  
進めて参りたい、こういう考えでござ  
います。

○飛鳥田委員 よろしゅうございま  
す。ともかく必ず百五十五条を適用しな  
い、こうおっしゃるわけですか。それでは  
伺いますが、補償々とおっしゃいま  
すが、百五十五条を適用しないとなれば、  
政府を公法上の一個の法人と見、ここ  
に出漁する個々の漁師、これとの間の  
民法上の契約を結んで補償する、こう  
おっしゃるわけですね。これは間違い  
ありません。

○木村(秀)政府委員 その通りでござ  
います。

○飛鳥田委員 もし国家もまた民事契  
約の当事者としての契約によって補  
償するとすれば、この限られた区域の  
中に船が入ってくることを海上警察権  
をもって強制的に排除できませんぞ。

これはもう百も承知でしょうね。もし  
無理に入つて参りましたも、あとそれ  
は契約違反による損害賠償の請求の対  
象となるだけです。これでもいいで  
すな。

○木村(秀)政府委員 その通りでござ  
います。

○飛鳥田委員 そういたしますと式根  
島の漁師の諸君、あるいは千葉県の漁  
業組合の諸君、あるいは神奈川県、三  
崎、長井、小田原、平塚、こういった  
ところからサバの一本釣、縦はえなわ  
といったのですか、こういった漁に、大  
体百二十隻から百三十隻ぐらいの制限  
地域に出漁しております。そして年間  
約三億以上の収入がここからあがつて  
おるそうです。この人たちが防衛庁と  
の交渉に應じない、こういった場合もあ  
るでしょう。またかりに交渉に應じて、  
補償を受ける民事上の契約を結ん  
だとしても、あとで防衛庁から損害補  
償の請求を受けることを覚悟して、そ  
の地域に実験の行なわれる日に出漁い  
たししても、海上警察力をもってこ  
れを排除できないというところは、はっ  
きりとお認めいただけますか。今の  
お話では……

○木村(秀)政府委員 もちろんこれは  
国と各漁業権利者あるいはその組合あ  
るいは連合体との民事上の契約でござ  
いますから、従つてただいま委員が御  
指摘になりましたように、契約違反に  
対してはこれは損害賠償の請求権を生  
ずる、こういったことに相なります。

○飛鳥田委員 それから漁業権者ある  
いは漁業組合の人とは一応、警察力を  
もつては強制することのできない民事  
契約が成立するかもしれない。だがし

かし、ここは公海に属している部分が  
たくさんあります。従つて最近是非常  
にはやりですから、私もヨットの一隻  
ぐらい買つて、あるいは久野委員長と  
洋上会談をやるかもしれない。そう  
いう場合はこれは契約の対象ではあり  
ません。これに對しても海上警察権  
をもつて排除するということではござ  
りません。どうです経理局長、早くお答  
え下さい。

○木村(秀)政府委員 この漁場には新  
島、若郷及び式根島の三漁業協同組合  
の漁業権が設定されておりますので、こ  
他の都県の漁業権漁業者でもつて、こ  
の地元の漁業権漁業者の同意を得て入  
会漁業をやつておるといふような方々  
につきましては、これはやはり補償の  
対象にはなりません。なりますけれども、  
もしかしただいまおっしゃつたよう  
に、警察権でもつて入つてきたのを排  
除するといふようなことは、これは問  
題にならないと思ひます。

○飛鳥田委員 わかりました。新島國  
争の新しい道が開けたことをはつきり  
感じます。もし試験場ができれば、ま  
しても、試験をなさるその日に、大ぜ  
いの漁民たちあるいは私たちのような  
のんき者が、船に乗つてその制限区域  
の中にどんなに蟬集して見よう、海  
上警察力は行使できない、こういったこ  
とがわかりました。

それでは第二の点について伺いま  
す。新島について防衛庁は、本年度新  
島の突堤工事、すなわち黒根港の突堤  
工事の、もとの部分は都庁が作る、そ  
れを延ばす部分について、三分の一の  
予算をお組みになったわけですか。島民  
の方はいつできるかといつてこれを非  
常に待っている人もあるでしょうし、

反対している人もあるでしょうし、悲  
喜こももでこれを迎えているわけだ  
す。一体この突堤延長工事というの  
は、今年度中に実施するおつもりなん  
でしょうか、おつもりでないのです  
か。

○木村(秀)政府委員 これはただいま  
おっしゃつたように、東京都が昭和三  
十五年度におきましては、離島振興法  
による補助金で工事をやつておりま  
す。従つて今後防衛庁がその残りの部  
分を引き受けます場合には、都庁との  
間のいろいろな協議が必要でございま  
す。その協議を現在進めておる段階で  
ございまして、協議が整いつた次第、本  
年度内できるだけ早く防衛庁が工事に着  
手したい、こういったつもりであります。

○飛鳥田委員 念を押して何つておき  
ますが、防衛庁の技術担当の方々は、  
賛成派の村会議員さんに対して、あれ  
は技術上非常に——私たちがしろうとに  
はわかりませんが、何か海の底がむず  
かしくなつているので、技術上突堤延  
長工事は不可能であるといふことを  
再々語られたといふことですが、それ  
でも必ずやれますね。

○木村(秀)政府委員 その技術上不可  
能といふことが、どこから出たニュー  
スであるか私存じませんが、今まで私  
たちが調べて参りました範囲におきま  
しては、そういったことはございませ  
ん。技術的には可能でございします。

○飛鳥田委員 もっとも新島問題  
に對しては、どうも何となく思ひます  
すが、もう本論に入りたいと思ひま  
す。

たので、私は別にそれをなぞるような  
形はもうしないつもりです。従つて幾  
らか大ざっぱな議論になるかもしれま  
せんが、日ごろ疑問としていたところ  
を伺いたいと思ひます。

まず一番最初に私の伺いたいと思ひ  
ますことは、先般源田航空幕僚長のお  
説を拝見いたしました。非常にりっぱ  
なお説で、私たちが教えられるところ  
が多かつたわけですね。その冒頭に源田  
さんは、「何といつても状況判断とい  
うものが第一にこななければならぬ。正  
しい状況判断の上に立つて初めて次の  
ステップが踏み得るものだ」というこ  
とを強調なさり、そしてその具体的な  
適用として、まず第一に、「われわれ  
はこの制限せられた自衛隊によつて、  
防衛力によつて、一体何ができるか  
といふことを正確に直視しなければなら  
ぬ」、こうおっしゃつておられるわけ  
です。なるほど私たちがそうだと思ひま  
す。何が一体この自衛隊によつてでき  
るか、こういったことをお互いに確定せ  
ずして議論をすることは、甚だなしに  
勝手な立場に立つて議論をするのと同  
じことになりまして。そこでわれわれの  
同僚議員からいろいろ個々について  
の御質問はありましたけれども、ここ  
でまとめてごく簡単に何つておきたい  
と思ひます。一体自衛隊は今の段階で  
何ができるか。そして今後問題を分け  
て、第二次防衛計画があなたの方のお考  
えの通り進んだ場合に、何をなさんと  
するの、こういったことを一つ何つて  
おきたいと思ひます。

まず第一に伺ひますが、今の自衛隊  
は、全面戦争について何ができるので  
あります。そしてまた全面戦争の抑  
止勢力として一体どの程度の効果があ

るのか、これを伺いたいと思います。局地戦争の場合は次に伺いますから、除いて下さい。

○西村国務大臣 もちろんわれわれの自衛隊は、全面戦争そのものを直接担当する能力がないことは、これは御了解いただけるのであります。従ってわれわれは全面戦争のないことを念願すると同時に、また全面戦争は不可能であるという大國間の抑止勢力も考えております。従ってその意味で全面戦争に對しては、日米安全保障体制が立つた方がよい、こういう意味で安保体制を結んでおるのであります。自衛隊をいたしましては、その主目的は、局地戦争なりあるいはその他自衛隊法に明記してある任務に邁進をいたす、こういうことであります。

○飛鳥田委員 全面戦争に對してはほとんど無力である、わかりました。そうして言葉を濁されましたが、全面戦争の抑止的な能力もほとんど否定的である、こういうことがわかりました。それでは統一して局地戦争、そういうものの可能性が一体あるのか、こういうことを一つ伺いたいと思います。局地戦争の可能性というものは日本にあるのか。

○西村国務大臣 全面戦争の抑止力が全然ない、これは断定できないと思います。私はやはり小さい自衛隊でありまして、それらがお互い同士が組み合わさることによって、また全面戦争の起こってくる態様——これが突然全面戦争になるというわけでない場合もありました。いろいろな形を持つてくるのであります。従って私はやはり全面戦争に對する抑止力にもわが自衛隊はならないとは断定できない。むしろ

なっている場合もあり得る。言いかえれば、極東の安全、平和あるいは世界の平和にも、わが自衛隊は貢献してある、こう考えてしかるべきではないかと思ひます。

また局地戦争が起こるのか起こらないのか。われわれは局地戦争も起こらぬことを念願しておるのであります。しかしながら一國が独立を保つ以上は、いかなる態様によつて局地戦争というものがあつて得る。現実にはまた世界の現実の姿をこらんにいたしまして、局地的な紛争というものが絶えなことは事実であります。

私はそういう意味で局地戦争もあり得る、あるいは絶対にないとは言ひ切れぬ、こういうふうな考へております。

○飛鳥田委員 もう少し部内の思想統一をしておいてほしいと思ひます。と申しますのは、源田さんは、「従つてたまたま日本が持つてゐる防衛のためだけの軍備は、今言つたような戦争抑止兵力としては役立たない」といふことがいえると思ひます。これはつまり言つておられるわけですか。あなたは役立つと思ひ、現実には役立たないといふ。こんなことでんばらばらで一体自衛隊といふものは動いていくものでしょうか。私たちは少なくとも正直に一体何ができるかといふことをはっきりと見定めたいといふことが大事だといふことは、一つの原則だと思ひます。

しかも皮肉なことに、こういうことさえ言つておられるわけですか。ところが、それは現実にはそうではないわけではないが、われわれはえてして、現在の中途半端な防衛力でも大いに役立つ

のだといふことを前提に、特殊な状況を導き出しがちなものである。すなわちあなたの方のお立場からは、自分たちの立場を少しでも合理化するために、えてして特殊な状況を導き出しがちなものである。しかしそれこそ其の防衛という点からは危険だといふことを強調していらつしやるわけですか。あなた方はえてして特殊な状況を引っぱり出しがちなことを、一つ部内に聞いてみていただきたいと思ひます。現実には抑止勢力としてはあまり効果のないものだといふことを断定しておられる。そこで議論になりますから、局地戦争について世界に於て至るところにおつしやるのですが、世界の國々はみんなおのの異なつた地理的条件、國際的な環境、外交的環境、そういうものの中にあるります。そういうものを除いてしまつて、ラオスでやつてゐるからうちでも、コンゴでやつてゐるからうちでも、こういうような原則で大ざつぱなやり方で、國費を二千億も使われたのでは、國民はたまらぬわけですか。一体日本では想定されるものとして、どういふ形でそれは起こり得るのです。か、全然想定をなされずに、ただ起こる起るとあなたはおつしやつておるわけじゃないでしよう。ではどういふ形で起こるのですか。私もこの日本で局地戦争が起こり得る。そしてそれが局地戦争でとどまり得る可能性といふものは発見できないのです。一つ御教示をいただきたいと思ひます。

○海軍政府委員 お答えいたします。局地戦争がどういふ形で起こるかといふことについて具体的に説明をしろ、という御要求と存じますけれども、御存じのようにはいかなる形で武力的な紛

争が起こるかといふことは、なかなかいろいろな条件と申します。前提が必要になつてくるわけでありまして、また世界的な情勢の変化といふことも、直ちにいろいろな形において影響して参ります。従ひまして一つの型をお示しするといふことは、またその型に執着した議論に發展するおそれもございしますし、また私も長官が再三お答え申し上げておりますように、日本といふものを考えた場合、そこに周辺の諸國のいろいろな情勢といふものを考え合わせました場合に、あるいはひよつとして起こり得るかもしれないといふ場合に備へての自衛力を持つていふことが方針でございます。この起こり得るかもしれない情勢が、具体的に申しますと北の方からあるいは西の方から、何個師団あるいは空挺で、潜水艦でといふことは、これはいろいろな考へ方があるわけでありまして、しかしそれは防衛庁にいたしまして私どもはこういうふうな想定をするといふことを申し上げることは、決して適当なことではないと思ひます。決して適当その辺のところは一つ御了解願ひたいと思ひます。また軍事といふものは、およそあり得る侵略をされる被侵略の危険性に対して備へるものであるといふことが、根本的な原則ではないかと思ひます。従ひまして私もはあくまで國力国情に依つて、あるいは起こり得るかもしれない万一の不幸な場合に備へた力を備へつけたいといふことが、私どもの部隊編成の根本的な方針としております。

○飛鳥田委員 古い議論ですからあまり繰り返しませんが、しかし起こり得る可能性といふものについて全然お考

えになつていないとすれば、それは怠慢です。軍隊を持つてゐる以上、可能性を考へるのはあたりまえで、しかもそれを相當精密に考へておくことは、防衛庁の責任です。それはわかりました。だがしかしそれを発表できないとおつしやるのですが、しかしイギリスの國防白書をこらんになつたことがございしますか。かなりこまかに自分の今対峙しようとする勢力を明確に述べ、そしてそれが侵襲してくるであろう大ざつばな可能性だけはちゃんと書いてあります。そして國民に納得する努力を求めているわけですか。ところがあなた方は秘密だ秘密だ、そんなことは不適当だといふ言葉で、何もしてない。空から星が落ちてくることを考へて帽子をかぶつて歩いてゐる人と同じ結果になりはしませんか。われわれはそれを杞人の憂と唱へておられますが、そういう杞憂のための軍隊なんですか。そういうふうな國民に理解されることをあなた方は阻止する努力をしてないじゃないですか。一体そういう起こり得る可能性、そういうものの大ざつばな道筋さえもあなた方は示し得ないのですか。

○西村国務大臣 私どもはもちろん軍事を担当しております以上、それに対処する非常な変化、いろいろな角度の態様、局地戦争あるいはその他の場合の対処能力というものを持たなければならぬ。その意味での検討を加へるべき責任は当然感じており、またそれを遂行しなければいかぬと思ひます。問題は、ただ日本が置かれた立場において、それを今國會の場において、どこ

の國あるいはどこの土地を仮想の敵としてお互いが論戦することが、はたし

えになつていないとすれば、それは怠慢です。軍隊を持つてゐる以上、可能性を考へるのはあたりまえで、しかもそれを相當精密に考へておくことは、防衛庁の責任です。それはわかりました。だがしかしそれを発表できないとおつしやるのですが、しかしイギリスの國防白書をこらんになつたことがございしますか。かなりこまかに自分の今対峙しようとする勢力を明確に述べ、そしてそれが侵襲してくるであろう大ざつばな可能性だけはちゃんと書いてあります。そして國民に納得する努力を求めているわけですか。ところがあなた方は秘密だ秘密だ、そんなことは不適当だといふ言葉で、何もしてない。空から星が落ちてくることを考へて帽子をかぶつて歩いてゐる人と同じ結果になりはしませんか。われわれはそれを杞人の憂と唱へておられますが、そういう杞憂のための軍隊なんですか。そういうふうな國民に理解されることをあなた方は阻止する努力をしてないじゃないですか。一体そういう起こり得る可能性、そういうものの大ざつばな道筋さえもあなた方は示し得ないのですか。

○西村国務大臣 私どもはもちろん軍事を担当しております以上、それに対処する非常な変化、いろいろな角度の態様、局地戦争あるいはその他の場合の対処能力というものを持たなければならぬ。その意味での検討を加へるべき責任は当然感じており、またそれを遂行しなければいかぬと思ひます。問題は、ただ日本が置かれた立場において、それを今國會の場において、どこ

の國あるいはどこの土地を仮想の敵としてお互いが論戦することが、はたし

それでは次の問題ですが、局地戦争というものが全面戦争に至らないで済

得るのですか。もう一度聞きます。日本  
本のことです。

のですよ。国民はどっちを信じたらい  
いのですか。しかしともすれば私たち

定戦争に際して米軍が関与してくる、これはもう安保条約第五条があるので

ら、兵器の優秀性によるべく、どうしても核兵器を使うことになるのである。

る。こうちゃんと言っておられるわけ  
です。全然違うじゃないですか。もう  
少し意見をちゃんと統一しておいて下  
さなければ、聞けば違ふ、聞けば違  
うでは、一体僕らは何をたよりに質疑  
応答をしたらよろしいのですか。これ  
では私たちがたまたまありません。もしいけな  
いのならば、この源田さんの講演はも  
うすでに昨年の十月十五日に出てい  
る。本もお見せします。出ているので  
すから。あなたの方、それに対して訂正  
なさるなり何なりの行為をなさって  
おかなければ、国民はこれを読むので  
す。市販されているのですから。しか  
もこの「新国策」という雑誌の国策研究  
会というものの理事には、わが党の浅  
沼稻次郎氏も加わっているくらいパ  
リクなものですから、そこで講演な  
されたのですから、訂正なさってもい  
いわけですから。それをそのままほつ  
ぽといて、ここへ出てくると違ふことば  
かり言っておる、それではたまらないの  
です。「もしアメリカが手を出す」とす  
れば、兵力としては少ないから、兵器  
の優秀性によるべく、どうしても核兵  
器を使うことになるのである。こう源  
田將軍が言われるのをあなたの方否定  
されるのですか。事前協議の対象とな  
ります。まず言っても、この事前協議と  
いうことは、そういう忽々の際によつ  
ておられるはずはないじゃないです  
か。あらかじめこういう問題について  
はびちつとした態度を防衛庁、政府が  
全部が矛盾なくきちつとなさっておか  
ない限り、忽々の際に事前協議、お断  
わりします。それと、言うこと  
を聞きはせぬです。アメリカは。一  
体この点はどうですか。

○西村国務大臣 そのために安保条約  
の運営につきましては、先般来申し上げ  
ますように、安全保障協議委員会の  
最高のメンバーもありましたし、またし  
かるべき近い機会に、われわれは当然  
会合を持って参りますし、平素また関  
係の方面とも随時連絡もあるわけであ  
ります。

それから源田君がどういふふうな場  
でどういふふうなことを言われたか知  
りませんが、ただその前後のことも私  
は十分考えなければならぬと思つたの  
であります。それと同時に私どもとい  
たしましては、防衛庁全体、また統幕全  
体ですべてを調節し、同時にそれはま  
た私だけの意見ではない。総理大臣あ  
るいは国防会議あるいは国会、こうい  
うものの関連において、すべて行動基  
準といふものをきめていかなければな  
らぬわけであり得る。その点は私の言  
葉が正式の発言である、こうお考え願  
いたいのであります。

○飛鳥田委員 正式々々とおっしゃ  
たつて、下ではみんな違ふことを言  
つておるのです。そういうことをほつ  
ぽつといて、正式でございまして、正式  
でございまして言つても、それでは国  
民は信頼できないです。正式である  
ならば正式であるような權威をお持ち  
なさい。現にアメリカにテラー大將  
という方がおられますが、この方は最  
近退役なさつたのですが、この方が現  
役のときに演説をして、それを発表しよ  
うとしたときに、国防省はちゃんとこ  
れに闘争して、言論の自由は封殺しな  
い、だがしかし国防省として注釈をつ  
けますぞといふことで、至るところ  
に、この点は国防省の通説ではない、  
この点は違つてゐる、この点はまだ討

議していない、テラー大將の個人的  
な意見である、こういふことをきちつ  
とつけて発表していきなさい。私は何も  
言論を封殺することを求めているので  
はないのです。しかし軍事に関する限  
り国民は迷うのです、知らないから。  
だから従つて、テラー大將の論文に  
対してアメリカの国防省がやられたよ  
うな、きちつとした態度をとつてこ  
そ、初めて私の発言は正式でございま  
す、こうおっしゃる權威が生ずるので  
す。言葉だけ正式々々とおっしゃつて  
みたところでナンセンスじゃないで  
しょうか。まだまだこういふことをた  
くさんあげていけばきりがありませ  
んが、これは最初に序幕として何つて  
いるのですから、御意見は御意見でけ  
こうです。

そういたしますと、局地戦争は全面  
戦争に至らない範圍であり得る、そし  
てそれを防ぐためには自衛隊も米軍も  
共同することもあり得る、こういふ御  
説明と何つておいてよろしいわけだ  
か。

○西村国務大臣 その前にたゞいまの  
正式の問題を申し上げておきます。た  
とえば先般の杉田発言の場合におきま  
しても、私は翌日直ちに閣議におきま  
してはつきり私の所信を述べておいた  
のです。従つて私はどういふ雑誌にど  
ういふふうに源田君の意見が載つてい  
るか知りませんが、私としてはそれを  
読めば、私はそれに対してまた同じよ  
うな態度をとるでありましたし、ま  
たたゞいまおっしゃいましたような点  
は、私言いかえれば、テラー大將の  
例を引かれましたが、それも一つの貴  
重な参考意見として私は今後考え、国  
民が感ぜないようには、国民がよく理解

できるような自衛隊の運営をやつて参  
りたいことは、再々私の申し上げてお  
る通りの所信でございまして。

それから局地戦争は、局地戦争自体  
に對しても自衛隊が存在し、訓練し、強  
化されておることは、私は抑制力にな  
らうと思つておる。もちろん局地戦争が  
わが自衛隊で十分能力がないという場  
合におきましては、安保体制というも  
のは当然発動されるべきであらうと考  
えております。

○飛鳥田委員 その場合の局地戦争の  
仮想敵と呼ぶことが語弊があるなら  
ば、対抗的な勢力といふものは国際共  
産主義である、こうおっしゃつたわけ  
ですが、それもよろしいですね。こ  
れからの議論の出発点になりますか  
ら……。

○西村国務大臣 私どもは仮想敵とい  
うものは一応考えないし、またこれを  
議論しない方が、わが国の置かれたる  
諸般の情勢から適當であると思つた  
が、少なくとも私はその中の一つに  
は、われわれが考えられる国際共産主  
義の脅威といふものに對して、安保体  
制なりその他が行なわれておる。また  
そういうことがわれわれの国土の守り  
のためにも必要である、こういふ趣旨  
で申し上げております。

○飛鳥田委員 今まで自衛隊が何をな  
し得るかといふことについての、一通  
りの御見解を承りました。意見は私の  
方にたくさんございまして。しかしこれ  
で議論をしておきますと切りがありま  
せんから、いたしません。そこで、明  
らかにいたしましたことは、間接侵略と  
直接侵略、こういふことを考えてい  
らつた。こゝろ考えられますので、  
その一つ一つについて伺いたいと思ひ

ます。間接侵略についてはいふん大  
ぜいの同僚がお聞きになりましたか  
ら、それと触れないように伺ひます。  
間接侵略については私の疑問に思つて  
おりますことは、まず第一に自衛隊法  
に間接侵略の定義がないことだとい  
うことです。それについて加藤さんはこ  
の前、一ないし二国以上の教唆、煽動に  
よる大規模な内乱、騷擾、こういふ  
うに定義を下されました。これもわ  
かつたやうでわからない議論です。そ  
して同時に国際的には間接侵略の定義  
がない、こういふことをお認めにな  
りました。この二つを出発点として伺  
いたいと思ひますが、一体自衛隊法の七  
十八条という規定は、総理大臣が自衛  
隊の出動を命ずる規定でありますか  
ら、総理大臣の認定によるものです  
か。一個人の認定による以上は相当正確に  
この定義を定めておきませんと、総理  
大臣に白紙委任状を提出したのと同じ  
結果になつてしまふと思ひます。これ  
と御議論ないだらうと思ひます。そこ  
で国民は、やはり白紙委任状ではな  
く、ある程度この間接侵略といふ言葉  
を限定的にきつと定義しておかない  
限り安心ができません、こういふこと  
に思ひますので、間接侵略の定義  
といふものをもう少し詳しく聞かせて  
いただけないでしょうか。教唆、煽動  
などというわかつたやうなわからない  
やうな、どのやうにでも認定できるそ  
ういふことではなしに、これこれの条  
件を整えた——普通法律には構成要件  
といふのをよく言ひますから、そ  
ういふやつとした定義を長官からせ  
かしていただきたいと思ひます。  
○加藤政府委員 たゞいまのお尋ねで  
ございしますが、まず総理大臣が最終的

に七十八条の適用につきましては認定をするわけでございます。ただこれは飛鳥田委員御承知だと思いますが、自衛隊法の中には国家公安委員会その他と密接な連絡を保つような規定がございます。総理大臣の認定にあたりましては、これらの法文の適用もあることは当然だと思います。そういう関係方面の方がいろいろな資料を集めまして、その資料に基づいて総理大臣が認定されるということになるかと思ひます。

それから間接侵略の定義でございますが、これもこの前石橋委員のお尋ねにお答えいたしました通り、私も国際的には間接侵略とはどういふものかという点についての定義を見出しがたいのであります。やはり事態はいろいろ変わりますので、今考え得ないような事態も将来起こってくるかも知れません。先を見越して今きちつとしたこれだけのワクというのを申し上げることは、非常にむずかしいと思ひます。ただ自衛隊法の制定の当時におきましては、当時の旧安保条約の第一条に、先ほどお述べになりました一または二以上の外部の国の教唆または扇動による大規模な騷擾または内乱に対して、駐留しておる米軍を使用できるという規定がありました。これが大体間接侵略の概念に近いものであるという意味で答弁してきておるわけでございます。

○飛鳥田委員 間接侵略の定義を伺うつもりでございましたところ、ちよつと横道に問題が出てきたように思ひますし、目ごろ私の疑問にしておることに触れたので、それを伺つておきたいと思ひます。ちよつと横道にそれますが、かんべんして下さい。今総理大臣が認定をする、その場合には当然国家公安委員会が関与する、こういうお話でしたが、それは法律的に関与するのではないと理解できません。そこで問題があります。この間から西村長官は、間接侵略というのはいくらでも侵略ということに重点があるのだ、その本質は侵略である、形態は間接であつても侵略である、こう言つたわけですが、なるほどそれはお言葉の解釈としてはその通りでなければなりません。ところが一体侵略といふことになるならば、これに對置すべき行為は防衛です。一体警察法のどこをひっくり返してみたら防衛という概念が出てくるのですか。警察法第二条を見ますと、侵略に對処するといふ任務は警察にはないのです。あつたら教えて下さい。

○加藤政府委員 今申し上げました第一の点は、自衛隊法の八十五条に、これは飛鳥田委員御承知と思ひますが、総理大臣は、第七十八条第一項または第八十一条第二項の規定による出動命令を発するに際しては、長官と国家公安委員会との相互の間に密接な連絡を保つ、この規定を私申し上げたわけでございます。それから間接侵略といふものは、一つの形といたしましてはこれは国内的に起こるものであります。外国からの武力行動といふようなものは違ひまして、国内的に起こるものではない、国内的に起こる事柄に對しましては、治安維持の任務からいたしまして、私は警察の任務に当然入ると思ひます。言葉にそういふ間接侵略といふ言葉を使つておきまいと、これは治安維持の任に當たる警察の当然の任務であると考えております。

○飛鳥田委員 多分私もそうおっしゃるだらうと思ひしておりましたが、そういういたしますと警察が最初に出て、あとからそれで足りなくなつたときに自衛隊が出るという順序がおかしくないですか。事は初めから侵略の本質を持つておるのです。だから、治安維持を警察がなさるのにはけつこうです。しかし当然侵略の本質を持つておる以上、その本質的な部分に對して對置すべき行為といふものは、あなたのお説の通り警察はできないでしょう。そうだとすれば、警察で足りなくなつたときに自衛隊が出るという言葉がおかしくなるわけですが、僕はいやに言葉をやかまして言ひようでおかしいですが、そうなる。従つてもしこの自衛隊法第七十八条を正しく解釈しようとするれば、警察の能力が足りなくなつたときに自衛隊が出るというのには、「間接侵略その他の緊急事態」と書いてある。その緊急事態の場合だけじゃないですか。間接侵略のときには初めから自衛隊が出なければ、論理の矛盾でしよう。僕は無理なことを求めておるのではないのです。当然の解釈だけを伺つておるのです。それでないとなつたことをやらせても困るものですか……

○加藤政府委員 これは飛鳥田委員のお考えとちよつと違ひるのであります。間接侵略でありまして、今言ひましたようにその実態から考えますと、内乱または騷擾でございます。これがもし警察の手で解決できるならば、私はそれでよろしいのではないかと、いふに思ひます。言葉にそういふ間接侵略といふ場合は警察とは別に自衛隊が出動しないと思ひます。これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

ます。考え方でございしますが、実際の扱いといたしましては、それでよろしいのではないかと、いふに考へております。それならば、これは考え方でござい

いただきたいと思ひます。そのことに  
ついて私思ひ出しますことは安保闘争  
です。安保闘争で警察が大ぜい出てき  
た。二万名出てきたそうですが、それ  
でなおかつなかにおさまりそうにな  
い。これはあとで池田さんにも伺おう  
と思つたのですが、このときに池田さ  
んも岸さんも藤山さんも、あの当時の  
すべての閣僚は、赤城長官を除いて全  
部自衛隊を出動させることを要求し  
た。いやむしろ束になつて、束になつ  
てと言ふのも無理ですが、束になつて  
赤城長官をうんと言わせようとして、  
自衛隊の出動を要求したという実績が  
あります。あの安保闘争のときも、よ  
その国では盛んに安保闘争を激化する  
ような放送をしてきた、こういう事例  
もあります。すなわち内乱の誘発をね  
らう宣伝、こういうふうに池田首相も  
岸さんもきつとお考えになつたのだろ  
うと私は思ふのですが、一体こういう  
場合に内乱の誘発をねらう宣伝、これ  
は間接侵略の要件ですか。間接侵略の  
具体的な一例になりますか。もつと  
はつきりお答え願ひたい。

○加藤政府委員 私どもはこの治安出  
動命令の条項の発動につきましては、  
その手段、方法というものももとより  
大事であります。起こりました事態  
について考えたい。宣伝があつたから  
といつて、ほんの小規模なことがあつ  
て、暴動とも内乱とも言えないような  
ものに対して発動するということでは  
ない。起こつた事態に即して、それが  
もう警察力で収拾できないという事態  
になつて、しかもそれが外部との連係  
があるかどうかということに着目をし  
て、間接侵略かどうかということを検  
討すべきではないか。七十八条の適用

自体は、間接侵略といふのは令長官も  
おっしゃいました通り例示でございま  
す。この緊急事態といふことが中心で  
ございませう。間接侵略に当たるとい  
ふかといふことは、そのときの事態にあ  
つたて考へるべきものだ、こう思ひま  
す。

○飛鳥田委員 そういたしますと誘発  
をねらう宣伝といふものは、必ずしも  
間接侵略の成立要件ではない、こう考  
えていいわけですか。

○加藤政府委員 ある事態がありまし  
て、その事態そのものが相当重大なも  
のであり、その事態と宣伝なり何なり  
が非常に緊密に結びついておるとい  
うことが実証されれば、私は一つの  
形態の間接侵略と言ふこともできる  
ではないかといふふうに考へますが、  
なおこの点は外務省とも相談をした上  
で、政府の意思としては決定したいと  
思ひます。

○飛鳥田委員 あとで政府の統一的な  
意見を伺ひたいだけのことといふこと  
ですから、それを伺つてその問題を聞  
きます。

さらに内乱発生の際、その支援の  
形態として幾つかの事例があつてい  
ます。たとえば第五列の派遣、特定政  
党に対する物的あるいは財政的支援、  
こういうことが議論されているようで  
す。これはアメリカの側から、ハンガ  
リー事件だとかその他について盛んに  
主張されたことのように思ひます。内乱  
発生の際、これははつきりしておか  
ないと大へんです。と申しますのは、  
現にこのキューバの問題一つを  
見たつて、ケネディがどのような態度  
をとっているか、アメリカがどんなこ

とをやっているか、こういうことにつ  
いていろいろ問題があるわけですが、で  
すから内乱発生の際、その具体的な  
例として第五列の派遣、これはどうで  
すか。

○加藤政府委員 その点に対するお答  
えは、今の宣伝その他についての考へ  
方と同じでございまして、やはり一つ  
の大きな、重大な事態があるというこ  
とが前提でありまして、その事態とそ  
れとが直接に結びつきがあるかどうか  
といふことを検討して考へなければい  
けないと思ひます。

○飛鳥田委員 六百万人の人口のこ  
ろに五千人上陸して行くといふのはど  
うですか。

○加藤政府委員 それもやはりその当  
時の事態について考へるべきでござい  
ます。たゞ場合にによりましては、六百  
万人の人口のところには五千人もの者が  
入つてくるということになります。す  
ば、それは直接の武力攻撃といふよう  
に見るべき場合もあるかと思ひま  
す。

○飛鳥田委員 その直接の武力攻撃と  
見られるかもしれないものを、自国の  
領土内において募兵をしたり、訓練を  
施したり、訓練場を提供したりするよ  
うなことは、内乱発生の際に必要にな  
りませんか。そういう場合をあなた方は間  
接侵略と断定なさらないかどうか、こ  
れも一つ伺つておきたい。

○加藤政府委員 これも先ほどから御  
答弁申し上げております通り、具体的  
な事態につきまして、その場合に検討  
しなければいけないと思ひます。

○飛鳥田委員 それではもう切りがな  
いのじゃないでしょうか。やはり具体  
的に、国民といふものはこういう場

合、こういう場合といふ、かなり安定  
した法解釈を政府が明示しておいて  
ただかない限り、すべてが総理大臣の  
認定にかんにかかつてしまふというよ  
うな法律を、安心して守つていけな  
い、認めていけないうちやないか。だ  
から具体的に法解釈といふものは、な  
るほど加藤さんのおっしゃるようによ  
ろいろ事例もあります。その一つ一  
つについて明確には言えないでしよ  
うけれども、たとえば他人の財物をその  
意思に反して侵すような場合を、い  
ろんな態様があるのをひつくるめて窃  
盗といふ形で包括するように、何らか  
の形の包括、何らかの形の特定制が  
なければ、間接侵略といふ言  
葉を通じて内閣総理大臣の独裁が成立  
するんじゃないですか。おそらく池田さ  
んはそんなことないでしようけれど  
も、ヒットラーのような人が現われれ  
ば、この法文を利用して独裁を実施し  
ますよ。少し大げさな言い方ですが、  
そういうふうには間接侵略といふ言葉  
を不明確にしておけばやれるのです。そ  
ういふ点で明確にしてもらわなければ  
私は困るのじゃないかと思ひます。それ  
は困難なものです。しかしある程度の  
努力はしておいていただかないと困  
る。現にそういうことは、国連その他  
の至るところで具体的な事例をあげて  
討論しているのですものね。よそでや  
らないで日本で初めてやるというなら  
文句は言えませんが……

○加藤政府委員 今の点、これは飛鳥  
田さんのおっしゃつた通り、やはり国  
際法秩序といふものは国内法秩序とは  
違ひまして、まだそれほど固定化し、  
定型化してないのです。そこに大き  
な問題があり、今の国際連合あたりに

おきまして、間接侵略の定義をどう  
するかといふことについて、いろいろ  
意見があるといふのが実情でありま  
す。またこの条文の適用につきまして  
は、あなたはその間接侵略といふこと  
に重点を置いてお述べになつており  
ますが、私どもが先ほどから述べてお  
ります通り、間接侵略その他の緊急事  
態に際して、総理大臣が出動命令を発  
するといふこととございまして、緊急  
事態かどうかといふことの認定の方に  
むしろ重点を置いて考へたいと思ひま  
す。それならどの程度まで内乱なり何  
なりが起つたら緊急事態かとおつ  
しやいますと、それはなかなかむずか  
しい。山を定義してみろとか川を定義  
してみろといふことに類するやうな場  
合も私は出てくるかと思ひます。しか  
しこれはおおよそ常識ある点が概念とし  
てはあるのではないかと、そういう事態  
に即してといふふうには考へます。

○飛鳥田委員 都合が悪くすると緊急  
事態の方に逃げて行つてしまふのです  
が、この前長官は石橋委員の質問に対  
して、十三個師団の編成といふことは  
間接侵略といふものに相当ウエイトを  
かけて、そういうもののウエイトが増  
大してきたことを認めるのだ。だから  
こそ十三個師団、こういう説明があつ  
て、間接侵略といふ言葉が非常なウ  
エイトでもつて、長官のお言葉の中か  
ら浮かび上がつてきたから僕は聞いて  
いるのです。そんなものは大した問  
題じゃないのだ、緊急事態といふこと  
で一点張りしていくのだといふことなら  
それでけっこうです。前の長官の言葉  
を取り消して下さればけっこうです。  
○西村国務大臣 私が石橋委員に対し  
ましてお答えいたしましたのは、自衛

隊の任務に変わりはない、直接侵略です。それから間接侵略、その他緊急事態等を含めまして、同時に公共秩序の維持、これはたしか自衛隊の任務に書いてあります。その意味で安保体制等におきまして内乱条項等も変わって参りましたから、そういう点も考慮しながら、自衛隊の任務を、言いかえれば万全を尽くすような意味で今回の改正法案等も出ておる、こういうふうに申し上げたのであります。

そこでこの間接侵略も一つの事例であります。ですから、われわれは間接侵略その他緊急事態に対処してやる。ただそれでは間接侵略はどういうものですかといえ、先ほど最初に防衛庁としてはずきり申し上げておるうちに、窃盗が人の財物を盗んだ、こういうことになれば、同じように外国の一国または二国による教唆、扇動に基づく、こういうことで御説明しておるのです。大体その程度のことには私は御理解願えるのではないかとおもうのであります。そこでその間接侵略が同時に態様としては緊急状態となれば、しかもそこに警察力がすでに困難であれば、総理大臣が認定をして、しかもそれは国家公安委員会等と十分な連絡を保ちつつというふうに入十五条ですか、規定をしてあります。率直に申し上げますと、すなおにこれを見ていただきますれば、また良識をもって御解釈願えば、大体の判定というは出て参ると思ひます。先ほどのヒットラーのような総理大臣が出たら乱暴ではないか、確かにそういう議論も立つと思ひます。しかしそれでは法律だけでもって私どもはそういう独裁者を押えることがでさるか。問題は法律以前の問題になっ

てくるのではないかと思ひます。独裁的な場合には、形はなるほど法律で押えるようにできましても、問題は政治全体として、政治のあり方にもっと疑問があるのではないかと私は思ひます。

○飛田委員　こつちをつけばあつちへ逃げる、あつちをつけばこつちへ逃げるという答弁ですが、そういう国民の民主的な教養も覚悟もみな必要なんです。やはり間接侵略という言葉を、加藤さんのおっしゃる通りに、国際法上の未確定な概念を、国内法の中に持ち込んだところに問題があるのです。従つて問題のあることを承知して、以上、民主主義を守りたいとおつしやる皆さん方ですから、これについて限定的な解釈をきつちつとしておかない限り、この条文一つを使つても当然ヒットラーのようなことはできるのです。ですからきつちつとしておいていただくというのが、われわれの要求なんです。そしてむずかしいからその努力をしていただくといふのが、われわれの願ひなんです。まだほかにも、特定政党に対する物的あるいは財政的支援というよりなことも例にあがつていますし、破壊行為の奨励ということも例にあがつています。平和的な紛争解決の拒否といふことも事例にあがつています。そういうものを含めてきつちつとした定義を今度は一つ作つて下さい。そして少なくとも防衛庁の見解として、有権的な解釈をしていただく必要があるのじゃないか、こゝ私たちは考えています。従つて間接侵略という言葉をどう解釈するかといふことはきつちつ定めていただくべきで、次の問題にからんでくるわけ

です。たとえばこの間から盛んに安保体制、安保体制とあなた方はおつしやつてゐるが、安保体制との関係上も、間接侵略という定義をきつちつとしておかないと、大へんなことが起こるのじゃないでしょうか。その点についてどうお考えですか。

○加藤政府委員　間接侵略の定義につきましては、おつしやるところはよくわかるのでございます。ただこれは今言いましたようにやはり国際的にもいろいろ問題になつてゐることでございます。日本だけひとりこゝろいふに解釈するといふやり方がいいのかどうかといふ点につきましては、なお検討を要する問題があると思ひます。

なお自衛隊法自体の適用につきましては、先ほどから御説明申し上げております通り、間接侵略その他の緊急事態でございまして、緊急事態といふものがこれは問題になるわけでございします。本質的に間接侵略であるから、七十八条の中でも特別な行動をとるといふことではありません。七十八条の適用がありました場合におきましては、それに基づく手続なり権限なりは別の条文にきめてあるわけでございまして、これはよく御承知のことであり

ます。それから安保条約の関係でございしますが、新しい安保条約におきましては、先ほど申し上げましたように、二又は二以上の「云々」という字句は削除されております。今米軍の行動を見る条件としたしましては、新安保条約の第五条にあるのですが、わが国の領域に対する武力攻撃、これが侵略であり

ます。これがあるかどうかといふことでございます。間接侵略そのものが

その条文に該当しない限りは、これは第五条の問題にはならないと思ひます。

○飛田委員　この第五条の武力攻撃に關して、この武力攻撃をどう解釈するかという議論が当然あるはずで

す。NATO条約でも同様な言葉が使われているわけですが、このNATO条約の武力攻撃という言葉について、アチソン國務長官は、この条約が締結公表されたのちに、ここにいう武力攻撃の中には、第三国の干渉または教唆に基づく大規模の内乱または騒擾を含むものであるといふ、締約国間の有権的解釈を公表されたのであります。こゝろいふに外務省の人は発表してあります。この武力攻撃といふ言葉の中には間接侵略を含んでゐるのだという解釈が、NATO条約締結国各国内閣に於ける有権的解釈として確定してゐるのだ、こゝろいふのです。従つて日本の場合にも同様の解釈をせられなければならぬと思ひますが、いかがでし

やうか。○加藤政府委員　その話は、なおよく外務省と打ち合せてみませんと、私ここで確定的な御返事をすることをちゅうちよいいたします。お許し願ひたいと思ひます。

○飛田委員　それはちゅうちよいいたしますとおつしやつたつて、現実になた方の関係のある間接侵略の問題なんです。そういうことをちゃんとアチソン國務長官が言つてゐるのです。しかもNATO締結国各国内閣の有権的な解釈として確定しておるのだ、こゝろいふのです。それではそれはそれでよろしうございします。さっきの内乱のいろいろな態様と同時に、あとで

聞いて次会にお教えいただければけっこうであります。

そこで問題があります。というのは、この武力攻撃といふ言葉について、NATO締結国各国内閣は、武力攻撃といふ言葉だけでは不明確だから、これに内乱、間接侵略を含めるか含めないかといふことを有権的にちゃんと解釈を統一してゐるのです。日本の政府は、長官に伺ひますが、この第五条について間接侵略は含まないとか含むとかといふ有権的な解釈をアメリカと締結して

いますか。○西村國務大臣　私もはそういう解釈についてのこととは別にきめてはな

いと思ひます。○飛田委員　政府だつて、この間接侵略といふ言葉が非常にあいまいなものでして、使ふ人の勝手に使われてゐるというところは御存じでし

やうか。○西村國務大臣　安保条約第五条に基づく武力攻撃は、結局は、今NATOの例をお引きになりましたが、NATOはNATOにおいてのまた特殊事情があると思ひます。その国際固の環境等もありま

す。また言葉の問題であります。その解釈とか運用とか、それぞれの地区の安保体制の運用者のトップの考え方というものが大いに影響してくる。われわれの方でいたしましたのは、特にアメリカとこの問題を取り上げて議論しませんが、御存じのようにNATOのようにたたくさんの国が集まつてきてゐるのではありません。日本の場合、日米間の意思の合致でできております。従いまし

国が他国に対して組織的、計画的な武力を行使する武力の攻撃だ、こういうふうな解釈し、国会でも答弁を今まで申し上げておられます。これはわれわれとしては、アメリカ側においても異論のないところである、こういうふうな考えをしておりますから、これは別に安保協議会等で論じ合う必要はない、こういうふうな考えをしております。

○飛鳥田委員 大事なことでですから念を押しておきますが、第五条の武力攻撃の中には間接侵略は含まれないということについて、日米間に意見の不一致はない、意見は一致している、こう伺つてよろしいのですか。そう長官の責任において断定なすつてよろしいわけですね。

○西村国務大臣 間接侵略が含まれるか含まれないかというような議論は、われわれはいたしておりません。問題は武力攻撃とはどういふものかというものに對して、もう一度申し上げますが、一国があるいはその他の国々が他国に対して組織的かつ計画的に武力をもつて攻撃する、こう考えております。ですから、その態様はおのずからわれわれといたしましては、間接侵略という言葉とはかなり概念は違つてくると思ひます。ただ問題は間接侵略の場合でも、計画的、組織的に不正規兵等を投入してくる場合においては、私もこれを武力攻撃と見るかどうか、そういう具体的な判定の困難な場合においては、安保条約による臨時協議と申しますか、そういうもので意思の合致は見えていいのではないかと、こう思ひます。

○飛鳥田委員 そういたしますと第五条の武力攻撃というのは、場合による

と間接侵略的なものも含む場合もあるかもしれないということですか。どうもその辺明確でないのですよ。はっきりして下さい。

○西村国務大臣 ですから、われわれの方は問題の取り上げ方を武力攻撃の方から見ております。それがわが国に對して組織的に、計画的な一たからほんとうにただ五列を入れたとかどうとかいうことでなくて、組織的に、計画的に、しかも武力による攻撃、こういうふうな考えをしておるわけでございます。

○飛鳥田委員 押し問答してもつまらぬのですが、それでは間接侵略の場合も含まれてしまふじゃないですか。だつてあなた御自身おっしゃつたように、不正規兵を大量投入してくるものと、それから財政的な物的な援助をするとか、向こうの侵略国でできた民間団体が義勇兵を送つてくるとか、みんな武力攻撃ですよ。それでは入るのですか。

○西村国務大臣 もう一度申し上げますが、ですからわれわれの方として、武力攻撃とはどういう場合において、もちろん武力による攻撃ですが、それが前提としては外部から組織的に計画的にということ、われわれは国会に向かつて国民に向かつてお示しをし、その間において日米間において異論はない。そこで、たとえば間接侵略が全部入るとは言えないでしよう。間接侵略の態様にもよります。たとえば不正規兵が相当組織的にかつ計画的に武力による攻撃を加える、この場合においては武力攻撃だ、こう解釈すべきであります。ですから、われわれはこの間接侵略のどの部分がどこまで入る、あるいは間接侵略が入ると簡単に言ひ切れぬのですけれども、態様によつては、武力による組織的、計画的な態様を持つてくれば武力攻撃、五条に言うものに取上げざるを得ない。ただその態様というものが、非常に複雑な形で現れるような場合におきましては、それは日米間にさらに協議等も重ねていくということは当然でありましよう。

○飛鳥田委員 そうすると、間接侵略が武力攻撃という形態を伴う限り入る、こう解釈していいのだらうと思ひます。そういたしますとアチソン氏が言つたようなNATO諸国が有権的に解釈を確定しているような、第三国の干渉または教唆に基づく大規模の内乱または騒擾は、この武力攻撃には絶対に含まれないという解釈でいいのですか。

○西村国務大臣 それは私も、従つてその態様が武力攻撃になつて現れてくれば武力攻撃として今度は安保の対象になります。武力攻撃でない場合においては、おそらく第五条の武力攻撃としては取り上げないということとであります。

○飛鳥田委員 かなりはっきりしました。間接侵略も武力攻撃の形態をとる場合には第五条に該当し、武力攻撃の形態を伴わないときには第五条の武力攻撃の中には含まれない、そう解釈していい。それでは伺ひますが、武力攻撃の形態を伴うとおっしゃるのですが、どの程度をもつて武力攻撃とみなすのでありますか。今度のキューバの問題でも、一、二のアメリカの人が上陸軍に参加してあり、つかまつて処刑をされたという事例が出ています。それがほんとうであるという断定を私はここでするわけではありませんが、そういうニュースがありました。一体どの程度なんですか。

○西村国務大臣 国またはその他が武力攻撃を加える。従つてそこに何らかの形で一國の意思が出てなければいかぬと思ひます。ただアメリカの、たとえば今の設例で申しますと、一人の人間や二人の人間がほつと入つた場合には、はたしてそれがその所屬する國の意思をある程度出しているかどうか、そこが問題にならうと思ひます。

○飛鳥田委員 そうすると武力攻撃を伴う場合、その武力攻撃は他國の侵略的意圖をちゃんと看取し得る段階に達した場合でなければならぬ、こういう意味ですか。

○西村国務大臣 もちろんその判定は、いろいろ議論が出やすいところであります。また形態によつてむづかしい問題も起こります。それは飛鳥田さん御存じの通りであります。しかし明らかにとか何とかという言葉の表現だけで済むかどうかの問題であります。少なくともそれが客観的に見て一応妥当と思はれる意思が加わつていて、こう見なければいかぬと思ひます。

○飛鳥田委員 そこで、うしろにいらつしやる専門家に相談なすつてけつこうですが、自衛隊法の七十六条と七十八条とを一つ見て下さい。ここには「外部からの武力攻撃」、こういうふう

に明確にきちつとしてゐるわけですが。それから七十八条は「間接侵略」、こうなつております。外部からの武力攻撃を含む間接侵略なんという言葉はない。さっきの第五条の武力攻撃の解釈の仕方でだんだん苦しくなつて、変な解釈に達せられますと、七十六条と七十八条の間に大きな矛盾が出てきます。おかしいじゃないですか、もつときちつとして下さい。

○西村国務大臣 七十六条はこれはやはり國際間の關係です。ですから外部から、他の國からの武力攻撃、こう解釈していただければいいと思ひます。

○石橋(政)委員 関連して、それでは七十六条の「外部からの武力攻撃」の場合にも、あなた方がしつちゅう使つておられる間接侵略という形も含まれておる、こういうことですか。

○加藤政府委員 おつしやる意味はわかります。ただこれは七十六条と七十八条とを一緒に読んでいただきたいと思ひます。この七十六条ではとにかく武力攻撃を押さへて、外部からの武力攻撃に對して七十六条の防衛出動を適用する、これは國連憲章五十一條の規定に對する規定でございます。七十八條の方は、「間接侵略その他の緊急事態に際して」とあるかというところでございます。この間接侵略をものよりも、そういう理由であつても緊急事態が起るかどうかということ、七十六条と七十八条とを對比して、この場合は防衛出動、この場合は治安出動、こういうことになるわけでありま。

○石橋(政)委員 おかしいですよ。あなたの方の説でいつても、七十八條の場合の間接侵略その他の緊急事態のうち

で、最も代表的なものが間接侵略なん  
でしよう。そういう御説明でしよう。  
例示したときおっしゃっているの  
だから……。そうすると間接侵略とい  
うものは、七十八条のいわゆる命令に  
よる治安出動の対象になるものなん  
ですね。ところが今飛鳥田委員とあな  
た方とのやりとりを聞いておると、そ  
ういう間接侵略もあるが、七十六条で  
いう防衛出動の対象となるべき外部か  
らの武力攻撃に含まれるべき間接侵略  
もある、こゝういふ解釈になっている  
のです。だから私は念を押しているの  
です。七十六条の防衛出動の対象とな  
る外部からの武力攻撃、この字句の中  
に該当する間接侵略の形態があるの  
か、こゝう聞いています。

○加藤政府委員 これは先ほどから申  
しておきます通り、安保条約の五条  
の關係におきまして、また七十六条の  
關係においては、武力攻撃というもの  
を押えておる間接侵略というものの形  
態が必ずしも明瞭ではございません。  
そこでいろいろ議論が残るわけござ  
います、一応考えておきます。

は、一または二以上の外部の国の教唆  
または扇動による大規模の内乱、騷  
擾、これになりますと、これは外部か  
らの武力攻撃ということには該当しな  
い。もしその間接侵略という定義をそ  
れに限定して考えますと、私は該当し  
ないと考えます。

○石橋(政)委員 これは私の考え方、  
見方ですが、この自衛隊法ができた当  
時の間接侵略についてのあなた方の定  
義と、現在の間接侵略についての定義  
とが違ひます。そこに問題がある  
。だから受田さんがこの間から言っ  
ているような議論も出てきているので

すよ。あなた方が今とっている解釈

は、この七十六条の外部からの武力攻  
撃の中に間接侵略という形態が入って  
いるのです。この自衛隊の設置当時  
は、間接侵略というものはあくまでも内  
乱で、内乱がちょっと変形したもの  
だ、こゝういふ解釈でこの法律はでき  
ておる。ところが最近の政府与党の見解  
では、この外部からの武力攻撃の色彩  
を帯びた面を、多分に間接侵略と言っ  
ているのです。これは重大な問題で  
すよ。何としてもこれは池田内閣とし

ての意見を統一しておいてもらわなけ  
れば困ります。この外部からの武力  
攻撃の中に間接侵略という形態は入る  
のか入らないのか。入るとすれば、簡  
単に国会の承認もなしに、これは直接  
侵略じゃない、間接侵略だからという  
ふうな口実を設ければ、どんな防  
衛出動もできるといふ受田理論も出て  
くるのです。だから当然間接侵略も  
国会に諮る対象とすべきじゃないかと  
いう受田理論も私は出てくると思ふ。

それからもう一つ、この七十八条  
で、盛んにあなた方説明しておられる  
間接侵略、この場合に、この間接侵  
略に対処する第一番目の責任を持って  
おるのは警察だということを言ってお  
るのです。間違ひありませんか。

○加藤政府委員 これは先ほどから申  
しておきます通り、「間接侵略その他の  
緊急事態に際して」ということであり  
まして、間接侵略とその他の緊急事態  
とを分けておらないわけございま  
す。この条文の解釈上は私はそゝうい  
うことになっておると思ひます。

○石橋(政)委員 そゝうすると、これは  
自衛隊法の第三条の任務ともちよつと  
矛盾してゐるのではないかという感じ

を持つのですが、間接侵略に対処する

主たる任務を持つておるのは警察じゃ  
なく、自衛隊じゃないのですか。警察  
がどうにもし切れなかったときにのみ  
自衛隊が行くのです。間接侵略の場合  
そゝういふ説明をしておられるが、そ  
うじゃないですよ。自衛隊法の第三条を  
読んでも、間接侵略に対処する主たる  
任務を持つておるのは自衛隊じゃない  
でしようか。ここにも矛盾がありま  
す。私はこの二つの問題について、し  
からは早急に政府の統一見解を出して  
いただきたい。まず七十六条の「外部  
からの武力攻撃」といふものに間接侵  
略という形態が含まれるか含まれない  
か。それからもう一つは、あくまでも間  
接侵略に対処する第一段階の責任は警  
察にある。警察がどうにもならなかつ  
たときにだけ自衛隊は出るのだという  
解釈が正しいかどうか。この二つにつ  
いての責任ある答弁を、池田内閣とし  
ての統一した見解を一つ出していただ  
きたいと思ひます。

○西村国務大臣 一応はつきり申し上  
げておきますが、私も防衛局長とこれ  
は同じ読み方をしておるのでありまし  
て、七十六条は、外からの武力攻撃が  
あれば、これはおそろしく直接侵略がほ  
んど大部分でありましょ。しかし  
さつき申し上げたように、間接侵略の  
場合も武力攻撃の外部からの形態が  
はつきりしておれば、これは防衛出動  
として当然国会の御承認を得る、事前  
に。それから今度はおそろしくそゝうい  
うような事態が起こる場合におきまし  
ては、緊急事態になっておると思ひので  
あります。この緊急事態に対して一般  
警察力は、当然防衛出動の場合にじつ  
としておるわけではございません。お

そろくいろいろな緊急事態が起こりや  
すい、また起こっている場合がありま  
す。その場合には警察は当然警察自体  
の仕事をやっておりますから、その支  
援でできない場合において、その部分  
をこの七十八条は私は規定しておる  
と思ひのであります。それから三条は  
と申しますか、一つの目標としてこ  
に掲げました任務、直接侵略、間接侵  
略の任に当たる、これを三条は規定し  
てある、こゝういふふうに解釈すべき  
ではないかと考えております。

○石橋(政)委員 それでは納得できな  
いのです。七十六条と七十八条とを  
わざと二つに分けておる理由が不明確  
じゃないですか。外部からの武力攻撃  
といふものと間接侵略といふものと、  
ちゃんと分けておるのです。自衛隊  
法によれば外部からの武力攻撃があつ  
た場合には、あくまでもこれに対処す  
るのは自衛隊であり、その自衛隊は、出  
動する場合にこれは国会の承認を得な  
ければならぬ、こゝういふ規定になつ  
てゐる。ところが間接侵略その他の緊急  
事態の場合は、これは治安出動なん  
だ。だからこれに対処するのは主として  
警察なんだ。自衛隊はその警察がどう  
にもし切れなかったときに初めて出る  
のだ。あくまでも純然たる国内問題だ  
から、これは国会の事前承認を必要と  
しないという形が、現行法でとられて  
いるのです。私はおそろしくこれは立  
法当時、制定当時の考え方はその後だ  
あつたらうと思ふ。ところがその後だ  
んだんこの間接侵略といふものに自衛  
隊自身もウエートを置き出した。ウ  
エートを置き出したが、それと同時に  
間接侵略の定義も変わつてきて、非常  
に解釈が今広がつてきているのです

よ。そしてこの七十六条でいう「外部  
からの武力攻撃」に含まれる間接侵略  
もあるような解釈を最近より始めてき  
ている。だからその点、それでははつ  
きりと外部からの武力攻撃、この七十  
六条でいう「外部からの武力攻撃の中  
に含まれる間接侵略」といふ概念があ  
りますか、この点を統一見解を出して  
下さい。これに答えて下さい。もし時  
間が必要なら今休憩していただいて、  
政府のしつかりした答弁をしていただ  
かなければ、大へんな問題ですよ。休  
憩していただいて下さい。ちよとど  
再開冒頭にお伺いしますから……。

○加藤政府委員 おっしゃる通り、間  
接侵略といふことの解釈が明瞭でな  
いことからくる問題であると思ひま  
す。七十六条の「外部からの武力攻撃」  
に對しましては、先ほど長官が御答弁  
になりました通り、その形を押えまし  
て、直接侵略でもまた間接侵略でも、  
外部からの武力攻撃であれば七十六条  
の適用がある。これは七十六条の適用  
があるかどうかというところは、一つに  
は八十八条等によりまして、國際的な問  
題としてこれを律するのであります。

七十八条の方は、國際的な關係に至ら  
ない自衛隊の武力行使の問題でござ  
いまして、この權限等をこゝろになりま  
しても、国内法、国内問題として適用  
しておるわけでございます。

○石橋(政)委員 そんなことをおっ  
しやるなら、七十八条から間接侵略を  
抜くべきじゃないですか。代表的な例  
示事項としてあげておいて、そんな解  
釈はとれません。そんな解釈を  
とるなら、少なくともこの点だけでも  
早急に削除修正の提案をすべきです

よ。だから、そんな簡単に言ったって、その答弁で私は納得しませんよ。最も代表的なものとして間接侵略をあげているのじゃないですか。七十八条の「その他の緊急事態」の例示事項として……。

○加藤政府委員　これは削除するといふことではないと思います。私どもの今考えております間接侵略といふものの大多數は、これは七十八条には該当すると思います。ただ七十六条に該当する間接侵略の形態といふものがあるかないかということが今問題になっておりまして、これは間接侵略であっても、外部からの武力攻撃に該当すれば七十六条でいこう。七十八条の間接侵略は、これは国内法の関係でせられる場合が大部分でありますから、これを削除するといふことにはならないと思います。

○飛鳥田委員　だから私はさつきから、間接侵略というものをものと厳格に定義しないかと言っているのですよ。ところがその間接侵略というものを厳格に定義もできず、一々例をあげて伺おうとすれば、外務省に相談してみなければまずいとおっしゃる。そうして今度石橋君、私たちから純粹な他の条文から伺っているけば、間接侵略の形態が明らかでないからそういうことになるのだと言ふ。それでは一体どうなるのですか。ですから石橋君の言うように、七十八条から間接侵略という言葉を削除するか、それでなければ、私がさつき冒頭申し上げたように、間接侵略というものをもう少し正確に法律的に定義をするか、どちらかしかないやないですか。どうですか。

○西村国務大臣 私はどうもその御議論に賛成できないのであります、七十六条はあくまでも「外部からの武力攻撃」というところで、事前承認による国際間の問題として、武力攻撃がある。ただたまたまその中には間接侵略

的な、言いかえれば、必ずしも正規兵ではないけれども、不正規兵の形において組織的に計画的に、義勇軍と申しまして、か、そういうようなものが武力攻撃を加えてきた場合には、やはり七十六条で動かす。それから第七十八条は、なるほど間接侵略といふものの言葉の意味が、外国の教唆または扇動による、こういうことで先ほど来説明しておりますが、その程度の、一つの例示の中で緊急事態という、あくまでも国内の内乱、騷擾等、緊急事態でしかも警察法をもつてできない、国際間の関係は直接的には非常に薄いといふもので

あります。片方は組織的に、しかもその意思がはっきり現われてきて、しかも正式の軍隊でないものが武力攻撃を加えた場合を七十六条の防衛出動で押える自衛権の発動、片方は治安維持の仕事であります。言いかえれば、命令による治安出動、こういうふうに解釈していただくならば、必ずしもこれをつたつて削除しなければならぬということにはならぬと思うのであります。むしろ削除する方が事態を混乱させはせぬかと思うのであります。

○飛田田委員 これも前に言ったことですが、だからこそ私は、アメリカとそ  
ういうあなたの解釈が一致しています  
かということを冒頭に聞いてあるので  
すよ。ところがアメリカは、少なくとも  
NATO条約に關しては、今アチソン  
長官の言明のような有権的な解釈をき

ちつと出している。だから国際法的に言つても、あなたの方のお説は少し少数説のようです。そういう關係で、しかも安保条約第五条との關係において間接侵略という問題はかなり重要な問題であるだけに、あなたがおれたちはこう解

積するといふだけでは済まないのですよ。外国との関係、アメリカとの関係があるのです。そういう点で非常な混乱が起きるから、最初に私は、アメリカとあなたのおつしやるような解釈を統一してあるのですかと聞いたら、統一はしていないが意見の一致はしている、こういうお話だった。ところが聞けば聞くほど八幡のやぶ知らずのように、迷路にまぎれ込んでしまふ。そういう迷路にまぎれ込んでしまふような、意思統一といふものはしてあるのですか。

○西村国務大臣　安保条約の解釈につきまして、私は迷路とか八幡のやぶ知らず

らずではないと思います。武力攻撃という第五条に對しましては、先ほど来申し上げましたような、一国が他國に對して組織的、計画的に武力を投入する、これについては別にお互い同士異論がない。その場合に組織的、計画的に、しかも一國の意思を表わして出してくるなら、形は正規兵でなくても武力攻撃であると受け取るべきである。そこでNATOの場合は、私は日本の安保体制とはだいふ環境その他が違ふ

と思ふのでありまして、そこで集ま  
て有権的な解釈とか何とかする。片  
方は日米間の安保体制、二国間の問題  
であります。ですから私は、安保体制  
の武力攻撃の解釈について、あえて日  
米間に意思を強く求めなくても、おの  
ずからそこにわれわれの意思と向かう

とは一致しておると解釈していいのではないかと思います。

○石橋(政)委員　それでは安保条約についての御見解をお伺いしますけれども、第七十六条という武力攻撃と新安保条約の五条という武力攻撃とは同じ

ですか。

○西村 國務大臣 私は同じと考えております。

○石橋(政)委員　とんでもない話です。自衛隊法の七十六条では「外部からの武力攻撃」となっております。新安保条約ではたゞ「武力攻撃」、旧安保条約では「外部からの武力攻撃」で、旧安保条約と新安保条約とは違うのです。前の安保条約では「外部からの武力攻撃」とあって、この自衛隊法と符節を合わせておった。新しい安保条約では「外部からの」を削除して、単なる「武力攻撃」になっている。これでも

なにおかつ同じですか。それなら何のために「外部からの」を取つたのですか。

○西村国務大臣　私當時の経緯は十分は存じておりませんが、今事務担当の者から聞きましても、国際連合憲章の文章にのつたので、その趣旨は何ら變つてないようであります。

○石橋(政)委員 そんなことはないです。前は「外部からの攻撃」とそれから間接侵略の定義として、加藤さんのしよっちゅう使う一つまたは二以上の外国の教唆、扇動によって起きたと思わ

られる大規模な内乱、騷擾とが並列されておった。ところがこの後者の内乱条項と言われておった間接侵略、こちらの方は今度の新しい安保条約から削除されたのです。それと同時にこの「外部からの武力攻撃」という面の「外部からの」を取ってしまったのです。

ここでも変化が現われているのです。最近この間接侵略の考え方というもののほうが、自衛隊法制定当時と、あるいは旧安保条約、新安保条約制定当時と非常に変わってきているということです。だから何としても間接侵略という

ものの定義をはっきりさしてもらわなければ、法自体の適用を誤りますよ。あなた方は削除する必要はないとおっしゃっておるけれども、少なくとも削除する必要がないならば、七十八条で言う間接侵略というものはどういうものかという、きちんとした法制上の定義がなくてはいけませんよ。あなた方の理屈で言うならば、外部からの武力攻撃を伴わない間接侵略とか何とか、はっきりしないことにはつじつまが合わないじゃないですか。あるときには七十六条の間接侵略、あるときには七十八条の間接侵略、そんなこと

では法の適用を誤まるし、飛鳥田さんがさっきから心配しているようなところでもない、総理大臣が何でもできるといふことになりますよ。私はもう少し、われわれが納得できるように、これは慎重に統一的に見解をまとめ、われわれが納得できるように、いっしょとした回答をいただきたいと思っています。幸いにもう昼休みの時間ですから、休憩して下さい。水かけ論をまた意図の統一をはかります。

○加藤政府委員 七十六条と七十八条

この關係につきましては、私どもは間接侵略といふものを、先ほどから申し上げております通り、一または二以上の外部の国からの教唆または煽動による大規模な擾攘または内乱といふものが、その典型的なものであらうといふふうに考へておるわけであります。そ

こで今の石橋さんのお話でございます  
が、七十六条と七十八条とをあわせて  
見ますと、もしかりに間接侵略とい  
うものの定義が広くなつて、七十六条  
に該当するものが出てきた場合  
は、この七十八条の間接侵略という言  
葉は、七十六条に該当しない、七十六  
条に該当するものを除いた間接侵略と  
いうふうに解釈しなければならぬ、  
これは当然そういうふうな解釈になる  
と私は思います。

○石橋(政)委員 あなたは間接侵略の  
定義というのを、いつ聞いても旧安保  
条約を引用しているのですから、旧安  
保条約を思い出して下さい。旧安保  
条約では外部からの武力攻撃という概  
念が一つありました。それからもう  
一つ、あなたが盛んに間接侵略の定義  
として述べられる事項がもう一つあつ  
た。内乱事項と明らかに違ふのです。  
外部からの武力攻撃と間接侵略と明ら  
かに違ふのです。だからこれも分けて  
あるのです。今度はあなたが間接侵  
略、間接侵略と言つておるものの一部  
が、こつちに入つてきておるじゃあり  
ませんか。そうすると旧安保条約で分  
けておつたのすらかしといふこと  
になります。何のためにあのときに  
外部からの武力攻撃、もう一つは一ま  
たは二以上の教唆、煽動によつて発生  
した大規模な内乱、騒擾と分けてお  
りましたか。あなたはその後者の方は間  
接侵略だと盛んにいふも説明している  
じゃありませんか。そんなこと言つ  
たつてつじつまが合いません。それ  
なら、あなたの解釈なら、ああいふ  
うに旧安保条約で二つに分けておつた  
のはおかしいといふことになるじゃあ  
りませんか。

○久野委員長 ちょっと速記をとめて  
下さい。

○久野委員長 速記を始めて下さい。  
本会議散会後再開することとし、こ  
の際暫時休憩いたします。  
午後四時四十五分休憩

午後三時十一分開議  
○久野委員長 休憩前に引き続き会議  
を開きます。  
この際、加藤官房長より発言を求め  
られておりますので、これを許しま  
す。加藤官房長。

○加藤政府委員 午前中の当委員会に  
おきまして問題になりました点につ  
きまして、法制局とも打ち合わせた結  
果をお答え申し上げます。  
自衛隊法の第七十六條に言つてお  
ります外部からの武力攻撃というの  
は、日米安全保障条約第五條と同様  
でありまして、他国のわが国に対する計  
画的、組織的な武力による攻撃をい  
うものであります。自衛隊法の第七十八  
條の間接侵略というものは、旧安保条  
約の第一條の規定にありまして一または  
二以上の外国の教唆または干渉による  
大規模な内乱または騒擾をいふものと  
解釈し、現象的にはいろいろございま  
するけれども、本質的にはこういふも  
のと解釈して、従来そのように申し上  
げておるところでございます。この意  
味の間接侵略は、原則的には外部から  
の武力攻撃の形をとることではないであ  
ろうと思つておりますが、その干  
渉が不正規軍による侵入のごとき形態  
をとりますと、わが国に対する計画的、  
組織的な武力攻撃に該当するとい  
ふ場合は、これは自衛隊法第七十六條

の適用を受け得る事態であると解釈す  
るわけでござります。結論的に申し上  
げますれば今の通りであります。  
○久野委員長 質疑を継続いたしま  
す。石橋政調君。

○石橋政調委員 今のお答えでもはつ  
きりしてないと思つたのです。一番わか  
りやすいのは、午前中にもちよつと申し  
上げたように、旧安保条約と新安保条  
約とを比べてみたら一番わかると思  
ふのです。旧条約においては米軍が活動  
できる場合、二つの規定がございまし  
た。直接外部から武力攻撃があつた場  
合、それからもう一つは、日本政府の  
明示の要請を必要としましたけれど  
も、とにかく今間接侵略の定義として  
官房長が述べられた一または二以上の  
他国の教唆、干渉、これによつて国内  
に発生したと思はれる大規模の内乱、  
騒擾、この場合にも米軍は活動でき  
る、こういう二つの、いわば直接武力  
攻撃があつた場合と、いわゆる間接侵  
略という場合と二つある。ところがこ  
の間接侵略の面は、今内乱事項とい  
う言葉で言われておつた。私はおそら  
くこの自衛隊法七十八條にいう間接侵  
略、これであつたと思つた。ところが新  
しい安保条約ではこの内乱事項は完全  
に削除されて、そして武力攻撃一つだ  
けになつたわけですね。ところがこの武  
力攻撃の中には従来の内乱事項は入つ  
てない、こういう解釈を政府は一貫し  
てとつて参りました。そうしますと、  
どう考へても旧安保条約でいうところ  
の外部からの武力攻撃、これをそのま  
ま持つてきているのが自衛隊法の七十  
六條、それから内乱事項といわれる条  
項をそのまま持つてきているのが私は  
七十八條だと思つた。ところがこの武力

攻撃の中に、この間接侵略と言つて説明  
してきたものの一部分であらうと  
何であらうと含まれるといふことにな  
ると、安保条約の面でも武力攻撃の中  
にその従来の間接侵略、内乱事項とい  
われたものの一部分が入るといふこと  
になつてきます。私はそういう解釈  
をとつていいのですかと言つておる。  
そういう解釈をしたら、従来安保  
委員会でも盛んに総理も外務大臣も  
あるいは法制局長官も条約局長も答  
弁しておられたことと食い違つてく  
るじゃありませんか。全然この外部から  
の武力攻撃の中には間接侵略というも  
のの中に含まれる要素のものは入つて  
ないのじゃないですか、こゝ言つて  
きていふのですが、問題は入るのです  
か、入らぬのですか。

○加藤政府委員 この問題は、安保条  
約の審議の際に石橋さんから詳細な御  
質問がございまして、政府の方から答  
弁しておるわけでありまして、ただ御記  
憶にあると思ひますが、旧安保条約第  
一條の外部からの武力攻撃と、いわゆ  
る内乱、一または二以上の外部の国に  
よる教唆または干渉による大規模な騒  
擾、内乱、これはオーバラップする  
という面があり、内乱事項そのものは  
削除されたけれども、今言つたオー  
バラップされた部分は残つておるの  
だといふことを、当時政府側としては  
答弁しておるのでございます。

だから間接侵略といふものの定義がび  
しつとしていなければ大へんな問題に  
なると、こゝ言つておるわけですね。大  
臣、どうなんですか。その間接侵略と  
いふものの定義を、官房長は今まで旧  
安保条約の内乱事項そのまま持つてき  
て説明しておられるのです。その点は  
間違いない。そうしてこの旧内乱事項  
は新しい安保条約のいわゆる武力攻撃  
の定義の中には全然入らないと、こゝ  
説明しておる。それで新しい安保条約  
の中の武力攻撃といふものには入らな  
い。そうしなければ、さつき言つたあ  
なたの答弁とまた違ふじゃありません  
か。前段であなたがおつたこと  
と、旧安保条約の、いわゆる武力攻撃  
といふものと外部からの武力攻撃とい  
ふものとイコールといふことでは、こ  
れはまたつじつまが合いません。す  
よ。そうじゃないですか。この自衛隊  
法七十六條でいう外部からの武力攻撃  
といふものは、旧安保条約で言ういわ  
ゆる外部からの武力攻撃に相当する。  
ところが七十六條の外部からの武力  
攻撃は、新安保条約第五條の外部か  
らの武力攻撃とイコールだと今おつ  
ちやつたじゃないですか。そうする  
と、この自衛隊法七十六條の外部から  
の武力攻撃といふものを仲介にして、  
これはイコール旧安保条約の外部から  
の武力攻撃、こゝいうことでイコール  
新安保条約の外部からの武力攻撃、こ  
ういふことになります。それでではつ  
じつまがますます合ふことになる。旧安  
保条約の外部からの武力攻撃と新しい  
安保条約第五條の普通の武力攻撃と、  
これを仲介にしてイコールといふこと  
になります。それででは平仄が合ふな  
いのです。どうですか。

○加藤政府委員 その点は私の答弁が足らなかつたかも知れませんが、当時の安保条約審議の際には、そういうふうな外部からの干渉による不正規軍等の侵入がありました場合には、現象的に見れば内乱事項にも該当するし、また外部からの武力攻撃にも該当する、オパーラップするのだということが当時の答へでございまして、この武力攻撃というものは、でありますから、国連憲章の五十一條の武力攻撃と同じに解釈しておる。その武力攻撃の解釈といたしましては、わが国に対する外国の組織的、計画的な武力による攻撃をいうのだ。通常の場合は正規軍による侵入という形でありましよう。しかしそれが不正規軍等による侵入といふものもあるかも知れません。またその場合は、これは言うてはおりませんけれども、間接侵略と、一つの形態として間接侵略といふものの觀念の立て方によりまして、そういうふうに見得るかも知れぬ、しかしこれは武力攻撃であるという点において抑えておるわけでありまして、現在の自衛隊法の直接侵略と間接侵略という分け方なしに、外部からの武力攻撃というので第七十六條、七十八條は間接侵略その他の緊急事態、こういうおるわけでありまして、そういうふうな分け方をしておるわけでございます。

○石橋(政)委員 間接侵略の定義がでないわけでは、飛鳥田さんが一々例示しても、それが間接侵略に入るか入らないかわからないとおっしゃっているのです。定義してくれば話が進みますけれども、間接侵略の明確な定義は、その場に当たつてみて現象を直接見てみなければわからぬとい

うのが、あなたの方の解釈なんです。それと勢いこの条文の上で用いられている法律用語自体をとつて論議せざるを得ないわけなんです。そこで私お尋ねしているわけなんですけれども、今法制局と相談の上、統一した解釈を述べると言つた前段に、新しい安保条約の第五條でいう「武力攻撃」と、この自衛隊法七十六條でいう「外部からの武力攻撃」とは同じでございまして、こゝ述べておるでせう。その点確認して下さい。間違いないですね。

○加藤政府委員 その通りでございます。

○石橋(政)委員 そうすると新しい安保条約でいう第五條の「武力攻撃」、いわゆる「外部からの」といふのがついていない「武力攻撃」と、この自衛隊法の七十六條でいう「外部からの武力攻撃」といふのはイコールだといふ。それから外部からの武力攻撃といふのは旧安保条約でいう「外部からの武力攻撃」とまたイコールです。それでですね。そして旧安保条約の内乱事項といわれるものは七十八條の間接侵略とイコール、こうなのでせう。今あなた方が答弁しておられるのはそうなりま

すよ。そうすると旧安保条約の「外部からの武力攻撃」「イコール自衛隊法七十六條の「外部からの武力攻撃」「イコール新安保条約第五條の「武力攻撃」、こういうことになるじゃありませんか。それでは今までの政府の説明と違ふじゃないかと私は言つてゐる。旧安保条約の「外部からの武力攻撃」と新安保条約第五條の「武力攻撃」とはイコールじゃないとおっしゃつてゐるのだから、そうじゃないですか。

○加藤政府委員 私最初に申し上げましたのは、現在の自衛隊法の防衛出動規定、あの「外部からの武力攻撃」と新しい安保条約第五條の規定と同じだといふことを申し上げたわけでありまして、かりに旧安保条約の一條の「外部からの武力攻撃」といふものと、自衛隊法の七十六條でありましかの武力攻撃は同じといたしまして、旧安保条約でいう「外部からの武力攻撃」の中には、先ほど申し上げました通り、外国の教唆、または干渉による大規模な内乱または騒擾の中でオパーラップするものがあるといふことを言うておるわけでございますから、その点は私は間違つていないのではないかとおもうに思ひます。

○石橋(政)委員 それでは官房長が間接侵略といふのは旧安保条約の内乱事項なんだという説明に無理があるのですか。

○加藤政府委員 私はその点は前々から一応、一また二以上の外国からの教唆または干渉による大規模な内乱または騒擾だといふことを申し上げてきておるわけでありまして、その教唆、干渉による内乱または騒擾の中に武力攻撃をオパーラップするものがあるといふのが今の説明でございますから、私は矛盾しないと思ひます。

○石橋(政)委員 先ほどから私申し上げてゐる通りに、自衛隊法ができたときと今の間接侵略といふものについて、考え方、変わつてゐるのじゃないですか。そうならばある程度理解できるのですけれども、変わつてゐるのじゃないですか。

○加藤政府委員 自衛隊法のできましてから、私今まで申し上げておるような答弁を繰り返してゐるわけでございます。ただその際に、今のようないオパーラップする面があるかどうかといふことについては、當時は深く研究はしてゐなかつたといふことは言えては思ひます。しかし答弁の趣旨としては変わつておりません。

○石橋(政)委員 変わつてゐるのですよ。そういう意味なら、それならそれである程度わかる。しかし変わつてきておるといふところに問題があるわけですね。確たる定義がないものだから、この自衛隊法ができた当時と現在とは、数年間経過してゐる中で、間接侵略といふものの定義自体が変わつてくる。変わることもあり得るわけですよ。確たる定義がないわけですから、それだけに運用上非常に危険が出てくるのじゃないか。だから間接侵略といわれるものの中にいわゆる「外国からの武力攻撃」といふ重要なものがあるとおっしゃるならば、当然この防衛出動の規定をそのまま運用すべきものが、この間接侵略といわれる中にもなくちゃならぬといふ受け取り方、これが出てくるわけですね。そこまで念を押しておかなければいけないのじゃないか。少なくとも用語の上でそれだけはつきりさせておく必要があるのじゃないかといふことを言つてゐるわけですね。それからもう一つ、この間接侵略に對処するのは警察力だ、これが警察の主たる任務だ、警察がどうしても對処できない場合にのみ初めて自衛隊は出動するのだという説明と、自衛隊の主たる任務の中に直接侵略に對処する道と間接侵略に對処する道と二つあるといふのと、ちよつと矛盾しませんか。

○加藤政府委員 自衛隊法の第三條では、直接侵略及び間接侵略に對処することが自衛隊の主たる任務になつてゐるのですが、そこで第七十六條及び第七十八條は、先ほど申し上げました通り、直接侵略といふ言葉を七十六條には使つておらぬわけでありまして、「外部からの武力攻撃」といふ言葉を使つておる。もしもこの点を、「外部からの武力攻撃」といふ中に、今説明いたしましたごとく、武力攻撃をオパーラップする面の事柄も入るのだ、こゝに解釈いたしますれば、七十六條の武力攻撃の中には、これは別の言葉でいへば、直接侵略と一部間接侵略に該当するものが入るのだといふふうなことは言えると思ひます。また一般的に申し上げまして、いづれにいたしまして、七十八條の場合にいたしまして、間接侵略に際しまして自衛隊が出動するといふ規定はあるのでござい

ますから、任務とその実際の出動の仕方といふものは、私は、何と申しますか、書き方の相違はあつてもおかしくはないのではないかと感じもいたします。

○石橋(政)委員 それでは結論的に言つて、あなたの方の立場でいつた場合には、七十六條の防衛出動の場合に、外部からの武力攻撃とそれから間接侵略の二つの形態を含めねばいかぬですね。明示しておかねばいかぬですね。單純に從來武力攻撃といわれるものだけではないぞ、防衛出動の対象は、いわゆる間接侵略の中にもこの防衛出動の対象となるべき筋合いのものがあるぞといふことを、法律上明示しておかねばいかぬといふことになりま

すね。これは私どもの立場ではない、あ

なた方の立場からいっても、そうしなければ、今ここで論議されている疑義は解消されないということになります。よ。その点いかがですか、大臣。それだけのことをしておくべきですよ。防衛出動といえは大へんな問題です。

○西村国務大臣 私どもはそれでいいと思います。言いかえますれば、武力攻撃と解釈される場合におきましては七十六条による防衛出動、従ってそういう場合には国会において事前の承認をいただく、こういうことになると思います。

○石橋(政)委員 それではやはり念を入れて、「外部からの武力攻撃」というのはやめて、「武力攻撃」という表現にして、その中にはこの間接侵略というものの中に考えられがちな一つの形態も含まれるのだということを、法律上もはっきりさせる必要が、あなた方の立場でもあるというふうに思っていますし、それを確認したものと理解していいですか。

○西村国務大臣 私は従って、「外部から武力攻撃」でございますから、原則的に申し上げますが、大体の事象は、直接侵略と申しますか、一国の意思が明示されている武力、しかしそれには形態によつては、間接侵略の中にも一国の意思が入つて、外部から組織的な計画的な武力による攻撃、これも入ってくる、その手続は七十六条によるべきものであると思います。

○石橋(政)委員 非常に大へんな問題がここに出てきたわけです。ずっと受田委員、飛鳥田委員と質疑を重ねておる中に、私もどうもおかしいと思つておつたのですが、この防衛出動の対象の中に、従来一般国民、われわれも間

接侵略というもののの中に含まれるものと思つておつたもので、防衛出動の対象になるものもあり得るのだというところをお認めになったことは、私は非常に重大な問題だと思つて、これに対する質疑、意見等は、私また別の機会にやらしていただくことにして、きよりは関連質問ですから、私の質疑はこれで終わりたいと思います。

○飛鳥田委員 そういたしますと、今まで安保条約の審議の際に、政府は、岸さんを初めとして、第五条の「武力攻撃」の中には間接侵略、内乱、そう

いりものを含まないのだということをや、非常に強く説明してこられたわけですね。そういったと奥に鬼の首でオパーラップと言われまが、しかしオパーラップしよとしまいと、間接侵略の一部がこの安保条約第五条の中に含まれるということだけは確認してよろしいわけですね。今、石橋委員は自衛隊法の方から述べましたけれども、今度は私は安保条約の側から伺つておきたいと思つてます。

○西村国務大臣 例示をあげますれば、武力行動でありますから、外部からあるいは一国の意思によるところの外部からの武力攻撃であります。従つて一つの例示をあげますれば、正規軍による外部からの武力行動、こういうものは当然対象になつてくると思つて

す。○飛鳥田委員 そういたしますと、先ほどNATO条約の有権的解釈についてアチソンが述べた解釈は、そのまゝここで肯定をせられる結果になつてしまふのじゃないですか。さつきあなた

は全然違ひ、こう言つていばれたのですが、いかがですか。

○西村国務大臣 NATO条約はNATO条約の立場において解釈しておると思つて、私どもはあくまでも外部からの武力行動、その点においては一致しておると思つてます。

○飛鳥田委員 そうすると結果としてそれは承認するといふ結果に終わりますよ。

○加藤政府委員 この点は安保条約の審議の際にも、石橋委員の御質問に対して条約局長も答えておるのでありますが、要約して申しますと、アチソンの場合の言明も、やはり純粋な内乱といふものは当てはめるべきではない。ただレボリューショナル・アクティビティ、革命的な行動であります。これが外部から教唆されたりあるいは外部からの武力団体的な援助を受けた、そういうものの場合とこれは異なつた問題である、こういうふうにご考慮をいただくことを答弁いたしております。

○飛鳥田委員 レボリューショナル・アクティビティ、いわゆる革命的な行動といふのは、外部からの行動だけに限らないと考へる。そうではなく、結局外部からの武力攻撃を含む間接侵略は第五条に含まれるという断定とどこで承つて、次の質問をしてよろしいかどうかということ。今までの点が明確でありませんでしたから……

○加藤政府委員 それは当時の答弁で、レボリューショナル・アクティビティ、これが外部から教唆されたり、それから外部からの武力団体的な援助を受けた、そういうような場合を言つておるのでございます。

○飛鳥田委員 革命的行動といふものを今一例にとつたわけですね。しかし外部から教唆されたり、または武力的な援助を受けたという形で外部から教唆をされるだけの革命的行動といふものも、この中に含まれるようにとられるわけですね。しかしその問題の解釈は別として、武力攻撃をいささかでも含む間接侵略は、安保条約第五条の中に含まれるという前提に立つて、これらの質疑をやつてよろしいのかと申しておるのであります。

○加藤政府委員 その第五条の解釈は、先ほど申し上げましたようにわが国に対する組織的、計画的な武力による攻撃といふふうな規定をいたしておるわけですね、これは直接侵略、間接侵略といふ言葉の言い回しとは違ひでございます。この要件に該当する限りは第五条による適用はと申し上げ

るよりほかはないと思つてます。○飛鳥田委員 そうしますとその点についての押し問答をしても仕方ありませんから、次に移ります。

間接侵略、こういう問題については石橋さんに対して先日長官は、アメリカの援助を期待しない、こうはつきりおっしゃつたわけですね。そうすると間接侵略の本質を持つものでも、第五条によつてアメリカと共同作戦をとるといふ場合もあり得るわけですね。今の加藤さんのお話ですと、長官のお話とはだいぶ違つてくるのですが……

○西村国務大臣 私は一般論をいたしまして、国内的な内乱、騷擾ないしは単なる武力行動をはつきり伴わないような場合におきましては、これは日本が警察あるいは自衛隊の治安出動でいくべきである。たまたまそれ

が例外的に直接侵略と重なり合つて、しかもさつきから申し上げておるよう組織的ないわゆる武力行動と解釈される面においては、この五条の適用もあり得るのだといふことはやむを得ないことではないか、こういうふうな解釈しております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、そこで最初に私があなたに伺つておいたのですが、間接侵略とはどのようなものかといふことをアメリカとの間にちゃんと決定しておきませんか、今おっしゃつたような種類の間接侵略だといふことで、アメリカ軍は行動をとる。ところがあなた方はそうではない。アメリカ軍にここで出てほしくないと思つたような場合でもそうならないと申す。ですからあらかじめきまつておきませんか、こちらが欲しないのに安保条約第五条に基づいて、米軍が行動する。行動する権利を持っているのですから、そういうことになつてしまふと思つて、それは一体どうなりますか。

○西村国務大臣 あくまでもわれわれは直接侵略とか間接侵略とかで第五条でなくて、武力攻撃といふものに対処する共同行動でございます。従つてもちろんこれは個々具体的には態様は非常に複雑な場合もありましよう。それは認定の問題でございます。しかし一応普通の場合において想像される第五条はもちろん原則的には直接侵略あるいは武力行動がはつきり出てくる場合、それから武力行動がはつきり出てこない場合におきましては、われわれはこれは当然普通の内乱あるいは国内的な治安問題として処理して参る。こ

れと米軍とは関係がない。この点は私は観念としては制止は十分できると思ふのであります。

○飛鳥田委員 武力攻撃のない間接侵略といふものがあるのでしょうか。この安保条約第五条は、外部からとか内部からとかいうことを全然規定していないわけでは、内部においても政府に対する武力攻撃といふものがあり得るわけでは、外部から日本政府に対する武力攻撃といふものがあり得るわけでは、従つてそれらに参りますと、武力攻撃、武力攻撃とその点だけを強調しますと、あらゆる問題について米軍出動のチャンスを与える。これは安保条約の審議の過程の中で岸さんと藤山さんが極力いやがった問題に、あなた方は積極的に入つていこうとしていた。解釈が變つてきていたわけでは、その点はどうでしょうか。

○西村国務大臣 私どもは当時と解釈は變つていないと思ひます。言いかえすれば、やはり武力攻撃といふものは「外部からの」と自衛隊法の第七十六条にはつきり明示してあります。この趣旨と同じ趣旨だと思ひます。言いかえすれば、従つて他の国の意思が表示されながら、武力の組織的な計画的な攻撃を加えられる。これが第五条の解釈であらうと思ひるのであります。

○飛鳥田委員 間接侵略そのものについて全部組織的、計画的なものです。組織的、計画的でない間接侵略といふものはありはしないです。それは単なる騷擾にしかすぎません。あるいはモップの自然発生的な動きにしかすぎません。そういうのは騷擾といふのです。ところが間接侵略と少なくとも言

葉を使う限り、計画的、組織的でないければなりませんし、それが要件です。同時にまたそれに何らかの形で外部からであるか内部からであるかは別として、武力行動が伴うというものが、これが通常の形態ではないだろうか。今長官のお説のような形でいけば、結局あらゆる事態に際して米軍の出動を許容してしまふ結果に陥る、こう言わざるを得ないのではないかと。だからこそ岸さんも藤山さんも何べんも、間接侵略はこの五条には含まれませんといふことを強調なさつたのだらう、こう私は思つておるのですが、今度長官、すなわち池田内閣は、はつきりと五条にそつと余地をちゃんとあけるわけですか。

○加藤政府委員 その点は、安保条約の審議の際と答弁を變えていないつもりでございます。その際も先ほど長官からも御答弁のありましたように、外部からの不正規兵等によつて武力攻撃がある場合には、五条に該当するのだといふことを言つておるわけでありまして、その不正規兵等による武力攻撃を一つの直接侵略、間接侵略といふ分け方に当てはめまして間接侵略と見れば、これは私は間接侵略も第五条に入るといふことは言えるかも知れません。しかしあくまでも武力攻撃といふ観念でしほつて見ておるわけでございます。

○飛鳥田委員 この辺は議論ですが、もう時間もありませんからさうひどくやりませんが、武力攻撃といふ面からしほつてしまふまいと、今まで岸内閣は第五条には間接侵略は含まないといふことを言い続けてきたわけですが、表面は。そして聞いてみますと間

接侵略の場合は、第四条の協議事項だといふことを強調なさつたのですよ。もしあなたのおつしやるように武力攻撃といふ点からしほつてみたところ、実質において間接侵略が第五条に含まれるかといふことを認められる以上、第四条の協議なんといふものは必要ないじゃないですか。第四条の協議事項だといふことを岸さんは何べんも何べんも言いました。あつてみれば、ちゃんと二、三べん言つていますよ。読み上げてお聞かせしてもけっこうです。いずれにしても、そういう意味で私どもは間接侵略といふものが第五条の中に含まれるのだといふことを、きつと初めて正式に政府の口から何つたわけでは、

そこでそつと御説明の上に立つて、それではさらに中へ入つて伺いますが、そつといたしますと間接侵略といふ本質を持ちながら、ある程度武力攻撃を伴うといふような場合には第五条になつてしまふ。従つて第四条の協議の問題は全然出ない。そつと段階に至らないものは第四条の協議になる。すなわちアメリカ政府と日本の政府との話し合いになる、こつとこつとになると思ひます。この第四条の協議になる後者の部分について、長官はお認めになりますか。あまりお話が變つたので、ちゃんと一つ一つ確認していかないとまずいですから……。

○加藤政府委員 間接侵略につきまして先ほどから申し上げております通り、一または二以上の外部の国の教唆または干渉による大規模な騷擾または内乱といふふうに定義をいたしますれば、主として武力攻撃に該当するかどうかといふ問題は干渉の方に起つて

くと思ひます。教唆の方につきましては、私はそつとふうな問題を起こさないであらう。これらは純粹に新安保条約の第四条で、一つの問題として取り扱われることになるだらうといふふうに考えております。

○飛鳥田委員 その第四条の協議の結果はどうなるのですか。協議してどうするのですか。

○加藤政府委員 協議の結果どうなるかといふお尋ねは、ちよつとよくわからないのでありますが、協議をして意見がまとまつたところに従ひまして、日米両国がそれぞれ法律に従つて措置をとるといふことになるであらうと思ひます。

○飛鳥田委員 その協議に際してこの前長官が、アメリカ軍の行動を期待いたしませんといふふうに石橋さんにお答へになつたのは、その協議に關してですか。

○西村国務大臣 私さつきから申し上げましたように、第五条の発動はあくまでもこれは五条の部分としては武力行動に対して共同の措置をとるといふ場合に——言いかえすれば、間接侵略といふ面から見れば、事態は非常に複雑でありまして、特に設例になりましてたよりな不正規兵の投入といふような場合におきまして、当然これはその認定がむづかしいから、おそろくそつとこつと場合には四条の一つの協議事項にならうと思ひます。四条で協議が整わないときはどうするかといへば、当然これは協議が整わないものは、お互い同土無理をかけることはあり得ない。相互信頼に立つておる条約でありますから、あくまでも相互信頼といふことに基準を置かなければならぬことになると思ひます。私どもも従つてこの四条の協議が整わないといふようなことに対しては、お互いの信義であくまでもこれは認定を解決していく以外にない、こう考えております。

○飛鳥田委員 そうではなく、間接侵略について米軍の出動があり得るかと言つたら、あなたは米軍の行動は期待しないといふのでした。だから協議の結果、米軍出動といふことはあり得ないのだといふあなたの断定なら、協議して何をしますのですかと云つてお

らぬことになると思ひます。私どもも従つてこの四条の協議が整わないといふようなことに対しては、お互いの信義であくまでもこれは認定を解決していく以外にない、こう考えております。

○飛鳥田委員 そうではなく、間接侵略について米軍の出動があり得るかと言つたら、あなたは米軍の行動は期待しないといふのでした。だから協議の結果、米軍出動といふことはあり得ないのだといふあなたの断定なら、協議して何をしますのですかと云つてお

○西村国務大臣 ですから先ほど申し上げましたように、武力攻撃といふ面からである場合においては、アメリカ軍が共同防衛に立つといふ一つの部分が残りました。そつとではなくて、それ以外の部分においては十分私は協議の対象になることは、この攻撃以外にたくさんなものが協議の対象になる事項はあつたと思ひます。また武力攻撃であるかどうかの認定自体も、協議の対象にならうと思ひます。

○飛鳥田委員 結局武力攻撃が外からあつた場合は、五条ですから協議もへつたけれどもないのです。武力攻撃が伴つた場合には協議もへつたけれどもないのです。第五条でいきなりいけるのです。そつとこつと説明だったので、あなたの方の説明は、そつとこつとこつと。認定もへつたけれどもないと言ふところが武力攻撃が伴わない。純粹に国内的であるけれども、しかし非常にそれが大規模で、全国的な形になつたような場合にはどうなさるのですかと云へば、それは第四条で協議をいたし

ます、こう岸さんは言ったわけですか。  
あなた方はもうアメリカ軍の出動という  
ことを期待した協議はやらぬ、こう  
いうことですか。

○西村国務大臣 われわれは武力行動  
に該当しなければ、日本の安全とか極  
東の平和に関する部分について協議の  
対象になることは当然だと思っております。

○飛鳥田委員 武力攻撃がない場合  
は、当然極東の平和と安全の意味で協  
議の対象になる、こういうことですか。

○西村国務大臣 武力攻撃という面か  
らはつきりしておりますれば、これは  
五条の発動になります。しかしそれ以  
外の面においては協議の対象になるこ  
とがあらうと思ひます。

○飛鳥田委員 なるほど外部からの武  
力攻撃、他の政府の計画的、組織的な  
武力攻撃はない。だがしかし間接侵略  
の本質は十分に認定できる。こういう  
場合に協議をなさる。その場合にアメ  
リカ軍の出動を期待しませんがあなた  
はお答えになったのですが、それはい  
いのですか。

○西村国務大臣 繰り返して申し上げ  
ますが、武力行動の場合には五条で解  
決ができると思ひます。武力行動外の  
問題においては四条で私どもは協議を  
する、こういう意味であります。従つ  
てそういうような場合におきまして  
は、米軍の出動というものは一応期待  
はない、こう考えるべきだと思ひま  
す。

○飛鳥田委員 そうしますと岸内閣と  
池田内閣とは完全にその説を変えたわ  
けですね。読んでみましようか。岸さ  
んは安保条約の説明の中で、「第四条に

おいて協議をし、その事態に應ずるよ  
うな必要がある場合における援助を受  
ける」ということもあり得る、こう言っ  
ているわけですか。すなわち岸さんは、協  
議の結果米軍の出動を要請することも  
あり得る、こう言っているわけですか。  
ところがあなた方は絶対にないとおつ  
しやる。そうだとすれば、池田内閣と  
岸内閣では意見を完全に変えたと言わ  
なければならぬ、こう私たちは思う  
のですが、どうでしょう。

○西村国務大臣 それは字句から援助  
という言葉議論するのでもどうかと思  
ひますが、われわれは武力外にも日米  
間には相互信頼がありますから、援助  
のいろいろなほかの道はあらうと思ひ  
のであります。

○飛鳥田委員 これは正式な連記録で  
はありませんがどうかと思ひます  
が、当の条約の締結者である藤山さん  
は、こうはつきり言っておられるわけ  
です。「問題は外国の教唆を受けて、  
また援助された大規模騒乱もしくは内  
乱であり、内乱の場合も含めて言っ  
ていますよ。」「内乱であり、これはい  
わゆる間接侵略と言われているもので  
あります。」「反対論の多くは、そうした  
場合にアメリカが軍隊を使わなければ  
だめじゃないかというのであります  
が、すなわち内乱事項を今度は削除し  
てしまったということについてだめ  
じゃないかというのであります。」「し  
かしこの条項を取り去つてしまひまし  
ても、そうした場合にアメリカ軍の出  
動を求めることは可能なのでありま  
す。もしそれが間接侵略ということが  
はつきり定義づけられれば、むろん内  
乱事項をとった日米安保条約でも、米  
軍が出動することができわけであり

ます。」「こうはつきり言われて、岸さん  
が、援助を受けることもあり得ると  
言つた。すなわち援助を受ける、こう  
言つた説明をきつと裏づけておられ  
るわけですか。これは佐藤さんの後援会  
の雑誌だろうと思ひます。」「周山」とい  
う雑誌があります。長官など一番よく  
御存じだろうと思ひます。委員長も御  
存じだろうと思ひますが、その中で  
ちゃんと速記をとっているものなんで  
す。ですからその当時の岸内閣の解釈  
というものは、かなり明白なんです。  
ところが今度、間接侵略あるいは内乱  
でも、外部からの武力攻撃という形態  
が加わつていない限り、絶対にアメ  
リカ軍の出動を要請しない、そしてま  
たできないのだという御説明にうかが  
えるのですが、そうなりますと岸内閣  
と今度あなた方の説明とはだいぶ違  
うわけですか。

○西村国務大臣 われわれは新安保の  
四条の協議から、当然に援助が期待で  
きるといいますか、援助が可能である  
とは考えていないのであります。武力  
行動があれば五条で解決をする。武力  
行動外のことでは、この第四条の方は、  
支援なり何なり協議の対象にはなつて  
いくだろう、こういうふうに考えてお  
ります。

○飛鳥田委員 くだいようですが、そ  
れでは内乱あるいは外部からの武力行  
動を伴わない間接侵略については、米  
軍の出動はあり得ない、こう私たちは  
何つておいていいのですか。期待しな  
いなんという言葉は非常に不明確です  
よ。私たちは法律の解釈、こういうも  
のをからめて何つていいのですから、  
明確にしておいてほしいと思ひます。  
もしそれを明確にしておいて下さるの

ならば、これを新しい池田内閣の態度  
として私たちは承ります。

○加藤政府委員 この点につきまして  
は、今速記録を見てみましても、岸総  
理大臣は「武力行動が入るといふ意味  
ではございませぬ。武力行動の場合  
は、五条に限定されておるだけであ  
ります。その他の方法によつて、そうい  
う事態をなくすように努力していくこ  
とは当然のことです。」「というこ  
とでありまして、私は意見の食い違  
はないと思ひます。

○飛鳥田委員 それは松本七郎君に答  
えた速記録ですか。

○加藤政府委員 これは戸叶委員に対  
する……

○飛鳥田委員 松本君に対して答えた  
のを見て下さい。そういうことを私が  
くどく何つておきたいのは、こういう  
事実があるからです。たしか去年の十  
二月、エチオピアに騒乱が起きまし  
た。これは純粋な内乱だろうと思ひま  
す。これはエチオピアの皇帝自身があ  
つて、これは単なる政府の不満分子、  
不平分子が起こしたものであつて、外  
部からの思想的影響その他はないとい  
うことを、断定しておられるわけだ  
と従つてこれは純粋な内乱です。ところ  
がその純粋な内乱に、何と不思議なこ  
とには、アメリカの軍事顧問団が陣頭  
に立つて政府軍を指揮しているわけ  
です。そういう事実があるわけですか。  
これは朝日新聞のカイロ支局長の瀬戸  
さんが報道してきておられますので、私  
さんが抜いておきました。非常におそろ  
しいことだと思つて、実は切り抜いてお  
いたわけですか。十二月二十三日の新  
聞です。もう一つ注目されるのは、ク  
データ騒ぎの際、米国の演じた役割で

ある。米軍の軍事顧問団は市街戦で政  
府軍を實際に指導したのだ。」「こう書  
いてあるのです。だから、今あなた方  
と私たちの間でいろいろはつきりと確  
かめておく必要があるのは、そういう  
事例が現実にあるからです。ちよつと  
した、安保騒動に毛のはえた程度のも  
のがあつた。これを間接侵略である  
とみなして四条の協議を行ない、直ちに  
米軍が出動してくる。あるいはマーグ  
が、軍事顧問団が陣頭に立つて指揮す  
るなどということは、現に例があるの  
です。だから長官が、期待しない、ア  
メリカ軍が出ることは絶対にない、こ  
うおつしやる断言は、非常に私たちに  
とつては喜ばしいわけですか。しかし岸  
内閣と意見が違ふから、それは池田内  
閣の新政策としてはつきり承つておい  
てよろしいですかというのを何つて  
おるわけですか。そういう懸念を持つて  
いるからです。

○西村国務大臣 その当時の記録はこ  
こに出ておりますが、松本七郎君が御  
質問なすつた場合において、岸当時の  
国務大臣としましては、「内乱事項を今  
度は削除したのであります。内乱に  
ついてアメリカが一方的に介入するとい  
うことは絶対にございませぬ。松本  
(七)委員が重ねて、「それができない  
という保証は、条文のどこでそれが出  
ていますか。」「岸国務大臣として、」米  
軍がそうした行動をとる場合におきま  
しては、五条に、武力攻撃があつた場  
合に限つておきまして、」というふうに  
解釈してしまひ、何ら私どもの解釈  
と違ふないというふうに私はとつてお  
るのであります。

○飛鳥田委員 松本さんの違ふ部分に  
ついて岸さんが答へられたのが、さつ

き申し上げたようにちゃんとあるので  
すよ。「第四条において、協議し、そ  
の事態に應ずるような必要がある場合  
における援助を受けるということもあ  
り得ると思います。」ちゃんとこう言っ  
ておられるのです。二十二ページで  
す。だから、意見が変わった、こうい  
う点を私は重要視したい。いい方に  
変わっている、こう思うわけです、今  
お説では、だからその点ははっきり  
と、間接侵略の場合には米軍の出動と  
いうものはあり得ない、アジスアベ  
で行なわれたようなマーグが陣頭に  
立つて指揮するといふような形はな  
い、こういうことをはっきりしておい  
ていただければけっこうなんです。今  
申し上げたように、藤山さんなんかは  
全然違う見解をとっていらつしやるの  
ですから……。

○西村国務大臣 その点は重ねて申し  
上げますが、私は、ここに国会の速記  
録に載っておりますが、岸総理と申し  
ますか、岸国務大臣となつております  
答弁と、何ら私たちは意見は違つてい  
ない。言いかえれば、第四条によつて  
武力干渉は考えられない。ただ援助と  
いうことは、武力行動以外のものではあ  
る場合において、協議成立する場合  
には、そのような武力行動以外の米軍  
の援助はある。同時にこの第五条は、  
あくまでも武力攻撃に対する共同防  
衛、こういうふうな五条を解釈してお  
るわけでありまして。私は従来と政府の  
意思は変わっていないと思うのであり  
ます。

○飛鳥田委員 そういたしますと変  
わっている、変わっていないの議論  
は、これは水かけ論ですから、私の読  
んだ速記録と違うのですから、仕方あ  
りません。しかしいづれにせよ、内  
乱あるいは間接侵略において、第五  
条の武力攻撃に相当するものを除いた場  
合においては、米軍の出動というものは  
あり得ない、こう何ってよろしいの  
ですね。

○西村国務大臣 その通りでございま  
す。

○飛鳥田委員 間接侵略について今ま  
でいろいろ何ってございました。この間接  
侵略に一体それでは自衛隊がどう対処  
しようとするのか。そういう意味で十  
三師団編成といふことも考えられ  
た、こういう御説明だったわけであ  
る。まあそれだけの理由だとはおっしゃ  
っていない。それは私たちが認めま  
す……。そういう場合に、十三師団  
といふものはどういふふうに配備せ  
られていくのか。大体私の知っている範  
囲では、百八十ぐらいの駐とん地があ  
るそうです。その数字はきつちり正確  
ではありませんが、この百八十の駐と  
ん地の大部分、すなわち三分の二以上  
は大中の都市に集中されている、こ  
ういふ点を私たちは発見しないわけに  
いきません。ところが旧軍時代を調べ  
てみますと、五分の一くらいしか都市に  
は集中されてないわけですね。結局今  
回の間接侵略を一つの任務として受け  
持つ自衛隊の配備は都市、そして都市  
に集中している労働組合あるいは民主  
的な運動、こういうものに對する一つ  
の威嚇力としての意味を持つてくると  
解釈しないわけにいかないわけですね。  
旧軍時代の配置の仕方と今度の自衛隊の  
配置の仕方というものは、全然違つて  
います。もちろんこう申し上げたこと  
で、あなた方がその通りでございま  
すと、こういうことをおっしゃるはず  
はないと思うのですが、このような配  
置の方式といふものが、民主主義勢力  
あるいは組合運動、労働運動、こ  
ういふものに對する無言の威嚇の役割を果  
たすという事実については、どうお考  
えになつていらつしやるのでしょうか。

○西村国務大臣 師団の配置の詳細に  
つきましては防衛局長から申し上げま  
すが、師団の配置は間接侵略を中心  
としたものではございません。あくまで  
も自衛隊の与えられた任務を全うす  
るという趣旨から、長年の運営にか  
がみまして、そしてこれを十三の単  
位に分けた。従つてその配置個所も従  
来とそれほどの変化が起つておるわ  
けではありません。新しく配置される  
個所としては広島県、海田町ですか、  
それから前橋のそばの相馬ヶ原です  
か、この二つが新しく起こされたので  
ございまして、それ以外にそれほどの配  
置個所が大きく変わったといふふう  
には考へておりませんが、なお細部につ  
きまして防衛局長から御説明申し上げ  
ます。

○海原政府委員 駐とん地の状況がど  
うなつていくかといふ御質問でござ  
います。今先生のお示しになりました  
数字は何年ごろのかわかりませんが、  
すけれども、私の手元に現在ございま  
す数字を申し上げますと、現在の陸  
上自衛隊の駐とん地の数は、分とん地  
も含めまして百三十九、約百四十で  
ございまして。大きな部隊がおります  
駐とん地の数は百七でございまして。こ  
ういふ、市にありますが六十六といふこ  
とに一応なつております。今長官が海  
田と相馬ヶ原の問題をあげられました  
が、それぞれこれは部隊が現におりま  
す駐とん地でございます。十三師団の  
改編によりまして新たに部隊が配置さ  
れるといふところは、ごく少数になる  
のではないかと私は考へておしま  
す。先般の委員会でも御説明申し上げ  
したように、十三師団編成といふの  
は、主として指揮系統の再編成でござ  
います。新たに司令部がござるところ  
はふえて参りますが、具体的な部隊の  
配置個所といふのは、これによつては  
直ちに大幅にふえるといふふうには  
考へておりません。市街地に大半集中  
しておるのではないかと御質問につ  
きましては、私どもの手元の数字で  
そのように考へておりました。試みに  
昭和十五年ごろの数字を拾つてみま  
しても、いわゆる衛戍地といつたしま  
して百ございまして。この百のほかに学校と  
して四十五ございまして。さらにそのほ  
かに官衙といふものが二百五十ござ  
います。この昔の衛戍地関係といふもの  
が現在の駐とん地の数に当たりますの  
で、陸上自衛隊と旧陸軍といふもの  
は、駐とん地の数においてはほぼ同  
じである、このように申し上げても差  
つかないと思ひます。さらに海上自  
衛隊と航空自衛隊につきましては、い  
ずれも旧陸軍の所在地にほとんどが  
位置しておりますので、いわゆる駐と  
ん地の数といふものは、昭和十四、五  
年ごろの旧陸軍の所在地の数とほと  
んど変わつておりませんし、また配置  
の状況等につきましても、格別に新し  
い考へ方で配置を変えたといふことは  
ないと思ひます。

○飛鳥田委員 結局新しい部隊を設  
置して都市にこれを集中する。これは今  
の御説明の数を見ても、百のうち少な  
くとも六十は都市にあるわけですね。  
す。私たちが一つも聞かしていただ  
けませんでした、まあわれわれはわれ  
れな

○西村国務大臣 われわれは自衛隊と  
都市の労働組合や労働運動は関係  
はない。自衛隊の任務は国土の防衛  
であります。そこで都市——都市と申しま  
しても今日町村合併で非常な都市の範  
囲が大きくなつておるのであります。  
どちらかといふと自衛隊は御存じの通  
り旧米軍の施設の跡を相当使つてお  
ります。言いかえれば、従来は師団司令  
部等は名古屋など名古屋のどまん中  
にあったものが、むしろはずれてい  
る。そういうところは民間に開放され  
ております。私は都市よりはむしろ郊外  
と申します。しかもそれは町村合併に  
よつて市の地域に編入されたものが多  
いんじゃないかとはいへないと思ひ  
ます。それによつて都市労働者を  
威嚇するとか、そういうような考へ  
方は何らないことを御了解いただき  
たいと思ひます。

○飛鳥田委員 それでは時間もありま  
せんから、間接侵略の話はこの程度に  
して、またあとで伺うことにしま  
すが、直接侵略の問題について、さ  
き申し上げたように自衛隊はどうか  
さういふこととしておるのか、こ  
ういふことを私たちが一つも聞か  
していただけませんでした、まあ  
われわれはわれわれな

うすることによつて、民主的な労働組  
合あるいは民主的な勢力に對する無  
言の威嚇、こいういふことを現実に果  
たしていくのじゃないか、こいういふこと  
についてどうお考へになつてい  
るか、こいういふことを私は伺つて  
いるので、数字は一つの例証としてあ  
げただけです。御訂正の通りに承  
つておいて下さる。しかしその点に  
ついてどうお考へになるのか、こ  
ういふこと

○西村国務大臣 御訂正の通りに承  
つておいて下さる。しかしその点に  
ついてどうお考へになるのか、こ  
ういふこと



もしません。その場合に、私の質問もあまり上手でないかもしれませんが、あなたが問題をさらそうとそうとしたりとして、そういう落語がいのお客えをなさって、一体軍の士気などというものが保たれていくだろうか、こう私は心配しないわけにいかないのです。よけいな心配するなとおっしゃればそれっきりですが、いずれにせよ、私はあなたの方の直接侵略というものの対する演習の態様から見ても、その目的を大体想定せざるを得ないと思つてゐるわけです。ですから当初に、私は別に仮想敵がだれだなどと言つて言つてやしない。そういう渡洋能力を持つてゐる国は、アジアで幾つありますかと聞いているだけであつて、どこどこでございまして、こうおっしゃればそれでいいのですが、その国が仮想敵だなど無理に私は言わせようと思つていないのです。

もう一度伺いますが、一体五千名以上になんたんとする兵員を根拠原野なり十勝平野なり石狩平野なりに、あなたの方の抵抗を排除して輸送し得る渡洋能力を持つてゐる国は幾つありますか。

○海軍政府委員 先ほどの私のお客えが不十分でございまして申しわけありませんが、決してふまじめな答えをしておるつもりではございません。と申しますのは、民間の輸送機の例を出して、引例が適当でない、こういう意味のおしかりのように承るわけでございしますが、先般、たとえばスエズ運河で問題がございました際に、急遽イギリスはあそこへ空挺部隊を送んだわけですが、しかしそのときに最も活躍した飛行機は何かという、BOACの旅客機でございまして、このようなことは先生も十分御存じのことと思ひます。そのように一般の民間の旅客機というものは、有事の場合に、直ちに兵員輸送に転用し得るものである。これは決して間違ひのない事実でございまして、次は五千名にも及ぶ人員を、五、六十名の定員の旅客機で何回運ぶか、こういうお尋ねでございまして、これはやはりそういう場合を想定いたしますと、第一回には兵員を運び、第二回にはさらに武器を運び、さらにその状況を見てその後方に物資を落とす、こういうこと、いわゆる空挺はただ一回で行なうものではないと思ひます。かりに正式の輸送機を用ひまして、一個師団の兵員を輸送するためには、これを十数回に分けて輸送するのが常識でございまして、従ひまして北海道に五千名おとり参りますときには、私どもはいろいろな手段でおとりする、そのように考えるわけでありまして、さらに渡洋能力とおっしゃいますのが、これもやはりわが国の周囲の状況をお考えになれば、十分おわかりになると思ひます。昔のように大船団を組んで堂々と行くということを必要としません。近距離にいろいろな国が存在していることは事実でございまして、従ひまして必ずしもわが国に費来してくる外敵と申しますか、それが堂々の輸送船団を組んで来るのだというこの想定は、これは非現実的だと思ひます。そういう意味合いにおきまして先ほど申しましたように、幾つあるかという事になりまして、事態によりまして、どういふ政治情勢下において行動するかという判断も出て参りますから、正直に申しましてその数はわから

ないというのが、偽らないところではないかと思ひます。特にこの際に、たとえばそれがソ連であるとか北鮮であるとか中共であるとかいうことを私が申し上げることは、そのこと自体としていいことではない、このように私どもは実は考えております。

○飛鳥田委員 わかりました。そこでその問題ももう少しくく申し上げませう。ともかく政治的な配慮というものをあなたがなさる、そういうことであるなら、常識的にだれにでもわかることですからあらためて申し上げないのですが、しかし今度はその国がどこの国かという問題でなしに、今あなたのお話の中にも出てきたが、堂々の船団を組んで来なくとも、近所にすぐ渡つて来れるものがたくさんある。だから船団でなくともいいのだ、こういう意味のことをおっしゃったと思ひます。その問題です。

長官に伺いますが、相手がどうこうということとは別に、北海道防衛ということをあなたが真剣にお考えになつていらっしゃると思ひます。北海道の周辺にはもうごく目の前に日本の領土ならざるものがあるわけですが、これが直接侵略なり何なりの足場になることは当然でしょう。そこで分けて伺いますが、齒舞、色丹は元来日本の領土だ。あなたがたはおっしゃっているわけですが、あなたの方の政府はおっしゃっているわけですが、ただ、今のところポツダム宣言受諾の結果話がついて、日ソ平和条約の中で解決がつかないだけだ。元来日本の領土だところおっしゃっている。元来日本の領土ですから、北海道防衛ということになりますならば、齒舞、色丹も当然防衛の範囲

内に入るのかという疑問が出てくるのですが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣 実際私どもは、またわが党並びにわが政府は、はっきり齒舞、色丹はわが領土なりと言つておりますが、不幸にいたしましてこれを外交交渉の間に待つ以外にないと思ひます。従つて防衛庁といたしましては、その間は齒舞、色丹は現実の問題として、われわれの防衛線の対象にするというわけにはいかない。

○飛鳥田委員 そうしますと齒舞、色丹には住んでおる人があるわけですが、この人たちはあなたの方のお説によれば、日本国民だということになるわけでしょうか。

○西村国務大臣 おそらく、ただ事実上、戦争の結果今、われわれの領土でありましてそれが占領されてしまつております。従つて日本人が住んでおるのではなく、もしおるとすれば占領地にそのまゝ残つておるか、あるいは抑留されておるか、また日本人がたしてどの程度いるか、それは私まだ知りません。

○飛鳥田委員 そうしますと、直接侵略という問題にからんで、具体的に北海道で演習をなさり、現実には北海道と九州に集中なさつておるのですから、この点を明白にしておく必要があるだろうと思ひますが、北海道防衛をする——防衛々々とおっしゃるから防衛でけつこうです。北海道防衛をする。この場合に戦略的に齒舞、色丹、さらには択捉、国後、すなわち千島列島というものを除いて防衛は成り立ちますか。それという意味でなく、すよ。とるとかたらぬとかいう意味ではなしに、これを除いて北海道防衛というものは成り立ちますか。原則論を私は伺つておるわけです。

○海軍政府委員 ただいま先生の北海道防衛が成り立つかという御質問は、非常にむづかしい問題でございまして、と申しますことは、北海道という島に、いわゆる一兵も上げないというやうな防衛という意味と、それから不幸にして直接の侵略がございまして、これが上がつて参りましたものをどの程度で食い止めて、これを国外に退去させるかという問題とは、現実の問題として非常に違ふと思ひます。私どももいたしましては、先般来御説明申し上げておりますように、あくまでわが国土、国民を守るという立場でございまして、こちらからいへば先制攻撃などということは毛頭考へておりません。従ひまして外敵が侵入して初めてこれを迎へ撃つという事になります。それから、北海道に上がつて参りました外敵を撃退して、国外に退去させるという事でございまして、そういう意味におきまして、ただいまお述べになりましたやうな島と云ふものの、北海道という島全部をきわめて白紙的に防衛するのには、いわゆる白紙戦術的に考えた場合にどうかという問題と、現実には私ども北海道におきまして自衛隊の防衛作戦というものは、別個に考えるべきである、このように考えるわけでございまして。

○飛鳥田委員 一兵も上陸させないという意味においても、北海道とこれらの諸島とは一つの戦略の中に含まれるべきだと、私たちは戦略として考えれば考えられる。また上がつてきた外敵を撃ち落とす、撃退するとあなたは今おっしゃいましたが、撃退する場合で

内に入るのかという疑問が出てくるのですが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣 実際私どもは、またわが党並びにわが政府は、はっきり齒舞、色丹はわが領土なりと言つておりますが、不幸にいたしましてこれを外交交渉の間に待つ以外にないと思ひます。従つて防衛庁といたしましては、その間は齒舞、色丹は現実の問題として、われわれの防衛線の対象にするというわけにはいかない。

○飛鳥田委員 そうしますと齒舞、色丹には住んでおる人があるわけですが、この人たちはあなたの方のお説によれば、日本国民だということになるわけでしょうか。

○西村国務大臣 おそらく、ただ事実上、戦争の結果今、われわれの領土でありましてそれが占領されてしまつております。従つて日本人が住んでおるのではなく、もしおるとすれば占領地にそのまゝ残つておるか、あるいは抑留されておるか、また日本人がたしてどの程度いるか、それは私まだ知りません。

○飛鳥田委員 そうしますと、直接侵略という問題にからんで、具体的に北海道で演習をなさり、現実には北海道と九州に集中なさつておるのですから、この点を明白にしておく必要があるだろうと思ひますが、北海道防衛をする——防衛々々とおっしゃるから防衛でけつこうです。北海道防衛をする。この場合に戦略的に齒舞、色丹、さらには択捉、国後、すなわち千島列島というものを除いて防衛は成り立ちますか。それという意味でなく、すよ。とるとかたらぬとかいう意味ではなしに、これを除いて北海道防衛というものは成り立ちますか。原則論を私は伺つておるわけです。

○海軍政府委員 ただいま先生の北海道防衛が成り立つかという御質問は、非常にむづかしい問題でございまして、と申しますことは、北海道という島に、いわゆる一兵も上げないというやうな防衛という意味と、それから不幸にして直接の侵略がございまして、これが上がつて参りましたものをどの程度で食い止めて、これを国外に退去させるかという問題とは、現実の問題として非常に違ふと思ひます。私どももいたしましては、先般来御説明申し上げておりますように、あくまでわが国土、国民を守るという立場でございまして、こちらからいへば先制攻撃などということは毛頭考へておりません。従ひまして外敵が侵入して初めてこれを迎へ撃つという事になります。それから、北海道に上がつて参りました外敵を撃退して、国外に退去させるという事でございまして、そういう意味におきまして、ただいまお述べになりましたやうな島と云ふものの、北海道という島全部をきわめて白紙的に防衛するのには、いわゆる白紙戦術的に考えた場合にどうかという問題と、現実には私ども北海道におきまして自衛隊の防衛作戦というものは、別個に考えるべきである、このように考えるわけでございまして。

○飛鳥田委員 一兵も上陸させないという意味においても、北海道とこれらの諸島とは一つの戦略の中に含まれるべきだと、私たちは戦略として考えれば考えられる。また上がつてきた外敵を撃ち落とす、撃退するとあなたは今おっしゃいましたが、撃退する場合で

も、これらの諸島を考慮に入れずして撃退できるでしょうか。だって私はこの前網走のレーダー・サイトに行つたのですが、網走のレーダー・サイトからレーダーで国後島は見えてしまふ。あそこから飛びますと——そのときの兵隊さんの説明によりますと、三分か五分で飛行機が来てしまふ。あそこには大きな飛行機ができておる、こゝういふ話です。従つてこれを全然考慮に入らず、初めから撃退する場合も、上がつてきたものを追い落とす場合も、いかなる場合であれ考えられるだろう。私は戦術の原則論を伺つておるのです。

○海軍政府委員 戦術の原則論ということになりますと、私が答へる資格はないかと思ひますけれども、私どもの方の制服の幕僚の方で、北海道の防衛につきましてもいろいろな事態を想定して研究はいたしております。そういう研究の構想と申しましては、先ほど申し上げましたように、外敵が侵入してきた場合、北海道にいわゆる橋頭堡を作つて、逐次上がつてくる。先ほど教育局長が御説明申し上げましたような演習の想定というのは、一応成り立つわけでありまして、その場合において、どこまで下がつて、どこでどういふふうな外敵に対抗するかということ、十分に検討、用意がございまして、その意味におきましては、今先生の申されたような島が、北海道の防衛に戦術的に必要かどうかということになりまして、私もそのことは、そういう島を確保するという前提なしに、現実の姿において北海道を防衛するといふ立場でものを考へております場合に

は考慮の外にある、こゝういふことでございまして。

○飛鳥田委員 一体さういふことで真剣な防衛といふことが言えるでしょうか。少なくとも私たちのしろとでさへさう思ふのです。しかもあなたの方の演習の参加を調べてみますと、上陸用舟艇がたゞさん参加しておるじゃないですか。きつとあなたの方は、いや、うしろを回つて遼東北海道の部分に、たとえば根釧原野に上陸したという想定なら、名寄のあたりに上陸するための演習だ、こゝおつしやるでしようけれども、しかしそれだけとはどういふ私たちが考えられない。もしそれだけと考へておるなら、それは少し演習の想定自身がおかしい、窮屈だ、こゝう私は思ひます。上陸用舟艇がたゞさんある。しかも各国の海軍の様子を比率を調べてみますと、日本は陸軍に比べて、上陸用舟艇をたゞさん持つております。比率は多いのです。これには二つの原因があると思ひます。一つはアメリカが第二次世界大戦中に使つた上陸用舟艇が古くなつたから、さしあたり日本にたゞさんくれば否定しません。だがしかし、それだけではいけません。何らかの形で上陸用舟艇の必要とせられる条件が、直接侵略にからんであるから、こゝう私たちは考へる。同時にまたこの北海道の演習にも、ちゃんと上陸用舟艇がたゞさん参加なすつていらつしやる。こゝういふ事実を考へてみると、どうもお説は現実とはうらはらな形にしか聞かれないわけなんです。ですが、こんなことを何へん押し問答しては仕方がありません。おなかの中では

認めながらも、うわべはあなた方はお認めにならないはずなんです。

そこで違つた方面から伺ひましょ。日本の海軍は対潜作戦をやるのだと言つておられますが、対潜作戦が日本の海軍の重要な任務の一つだといふ事実は間違ひありませんか。

○海軍政府委員 お答へ申します前に、先ほどの遼東上陸のことにつきまして、ちよつと説明を補足したいと思ひますが、私どもとしては、北海道に上陸を受けた場合に、その遼東上陸地点を包圍すると申しますか、あとから友軍が遼東上陸するといふことが、あくまでも戦術の原則でございまして。現在自衛隊が持つております上陸用舟艇といふのは、まさにそのためのものではないかと、必ずしも北海道の部隊とばかりは限りません。いわゆる内地から持つてくることもございまして、さういふこととございまして、腹の中、何かほかのことを考へておるのじゃないかといふお話がございまして、私どもははつきりと、いわゆる北海道に上陸した場合には、これを撃退するための遼東上陸の手段として上陸用舟艇を必要としているといふことを、この際あらかじめお断り申し上げておきます。

さらには次の対潜作戦といふものに海上自衛隊の重点があるのか、こゝういふことは先生御存じのように、四面海に囲まれておられます。重要な港湾を持つております。さういふところに対しては潜水艦の攻撃といふことがいかに重要なものであるか、またこれを防御するのがいかにむずかしいかといふことは、十分御存じと思ひますので、その方面の研究は鋭意いたしてあります。

○飛鳥田委員 その対潜作戦における対象がソ連の潜水艦だといふことは、かなり明らかになっているように思ひます。たとえば「国防」といふ雑誌の、堂場さんが海上幕僚長と対談をなすつたのを見ますと、こゝう書いてあります。堂場さんの言葉ですが、「もし戦争が起つた場合、ソ連の潜水艦を日本海に閉じこめて、太平洋に出さないといふことが一ばん大きな使命ですか。」幕僚長「相当大きな使命になるでしょうね。」こゝう書いてあります。さういふ意味で、それを一つ考へていく場合に、千島列島の戦略的な地位といふものはどうなりますか。

○海軍政府委員 今御引用になりました幕僚長のお答へは、私が今拝見したところによりますと、質問をされた堂場さんの方から、「ソ連の潜水艦は、こゝう言つておられますので、それを受けてお答へになつておる。従つてソ連の潜水艦は、こゝういふことを想定すること、先ほど私がお答へ申し上げた点で御了解願ひたいのであります。同時に千島列島といふものが西太平洋と申しますと、極東の防備にどの程度の意義があるかといふことは、先生も私が下手なお答へを申し上げるよりも十分御存じの事でありまして、一連の島嶼といふものは、やはり西太平洋における千島といふものは、いろいろな意味の戦略的な要点になつておる。このように私どもは感じております。

○飛鳥田委員 少なくともアジアで潜水艦の寄港し得る港といへば、ウラジオストックとニコライエフスク、これは最近名前が違つてゐるさうですが、僕は旧式人ですから昔の言葉を使ひていただきますが、この二つだと思ひます。津軽海峡を封鎖する、宗谷海峡を封鎖する、朝鮮海峡を封鎖する。かくてウラジオストックは日本海といふ生けすの中に入つてしまふわけなんです。千島列島を占拠する、あるいは千島列島をこちらの側の意思で使う。こゝういふことによつてオホーツク海は完全に押えられるわけです。するとニコライエフスクはやはりオホーツク海といふ生けすの中に入つてしまふ。すなわちどこかの国の潜水艦を太平洋上にこのこ出してしまふために、千島列島といふものが非常に重要な価値を持つてゐるわけです。さういふ点で日本の海上自衛隊の対潜作戦がどう行なわれるかといふことを、私たちはかなり真剣に見ていかなければならぬと思ひます。今度はヘリコプター空母はお出しになりませんが、しかしやがてはお出しになるでしょう。さういふヘリコプター空母をかつて直接侵略にどう対処するか。こゝういふことになれば千島列島といふものをかなり重要なものとして考慮に入れずして、われわれはその予算なり法案なりに賛成するとかしないとかいふわけにはいかぬでしょう。

そこであらかじめ私たちは、千島列島といふものの戦略価値はどうなのだというこゝを伺つてゐるわけです。さうしてそれが直接侵略に対処する。対処すると言へば何へんも言われるのですが、対処の仕方の中で当然出てくる

問題じゃないですか。この問題について海軍なりあるいは統幕なりでどういう討論が行なわれたか、意見があるのか、これを一つ何わせていただきたいと思います。それでなければこの次にヘリコプター空母はお出しにならぬように……

○海原政府委員 先般御説明申し上げましたように、第二次の防衛計画というものは現在私の手元で検討中でございます。その検討の過程の構想を申し上げますと、今先生の御指摘になりましたような千島列島を含めての防衛ということは考えておりません。少なくとも第二次防衛計画整備の期間におきましては、そこまで手が伸ばせるような自主性を持つことはとうてい不可能と考えております。なるほど千島列島は西太平洋全般の戦略、戦術を考えますと、非常に重要なものではございまして、私もといたしましては北海道、本州、四国、九州、この四つの島を有事の場合に、どのようにつなぎ合わせて生きていくかということがまず先決であります。この四つの島をつなぎます海峡のいわゆる対潜作戦に対する防衛に對しまして、なかなか困難でございまして、御存じのように千島海峡、朝鮮海峡におきましては、先般の戦争中に数万個の機雷を入れております。数万個の機雷を入れたとしても、アメリカの潜水艦は日本海に現れております。そういうようにいわゆる海峡の阻止であるとか防衛ということは、非常に困難である。従いまして先生が日本海を生けすとか何とかおっしゃいましたが、そのようにすることは事実上不可能ではないかと私は考えております。

○飛鳥田委員 そのままで何えは、その次の私の問いが出てくるわけですが、もちろん日本の現在の海上自衛隊が独力でそれをやるということは不可能でしよう。そこで千島列島の戦略的な価値が非常に大きいということはお認めになったわけですから、これについてどのような形態かはわかりませんが、少なくとも大戦争というような場合には、アメリカが一つの手を打つであろうということは必定です。これは終戦当時アメリカの国内でも、千島列島を譲ったことは間違いないであつた。こういう議論もあつたように聞きます。そういうしてまたそれを立証するように、千島列島のある島を占拠しておつた日本軍の二日ですけれども、それ以前にアメリカがやつてきた事例もあるそうです。いづれにせよ、そういう意味でこの重要な千島列島について、何らかの作戦が行なわれるだらうと思ひます。そのときに独力でではできないけれども、日本の海上自衛隊はお手伝いに出ていくのでしやうか。

○海原政府委員 今先生の御想定になりましたような事態は、私もは考慮しております。飛鳥田委員 出ていかないとこのとですか。  
○海原政府委員 先ほどの答へで御了解願ひます。  
○飛鳥田委員 いや、私はよく御了解願ひますと言つてもわからないのですが、出ていかないとどうに了解してよろしいのですか。  
○海原政府委員 その通りでござい

○飛鳥田委員 そういたしますと直接侵略というところについて、北海道と九州に兵を比較的中し、そして北海道においていろいろ想定のもとに演習はしている。だがしかしその場合の北海道防衛に関しては、千島や歯舞も色丹も全然想定には入れていないし、考えてもいない。そして日米共同作戦という場合でも、日本の海軍あるいは空軍は出ていかない、こういうふうにあな

○海原政府委員 先ほど私がお答えいたしましたのは、千島の防衛のために海上自衛隊が出ていくかということに對して、私はそのように考えません。こう申し上げたのです。今先生はそれをさらに米軍に對して何らの援助もしないのか、こういふような御質問に変えられたと思ひますが、かりに日米共同して敵に当たるという事態が起こりました場合には、それぞれ自分のことをするといふことは当然のことだと私は考えております。  
○飛鳥田委員 今まで海外派兵しないとか何とか盛んに言つておられたはずですよ。ところが自分のことを千島に出かけていってやれば海外派兵じゃないですか。  
○海原政府委員 私は千島には出かけて参りませんと申し上げたのです。それでは何もお前はしないかと申されま

をいたします。しかし私一しろうとて侵略に對する対処の仕方というのはあります。そうしてそういうことが可能ですか。そういうことに非常な疑問を持たざるを得ない軍隊に、私たちは二億近い金を出すといふことになるわけですか。

○海原政府委員 今の先生の御質問につきましてお答えいたしますことは、結局意見を戦わすことになるかと思ひますので、実は避けたいと思ひます。ただ先般申し上げましたように、いろいろな事態が想定されますからして、極端に申しますならば、外敵の侵入、侵略といふこと、及びそれに随伴して起こるであろういろいろな事象といふものを単一の例にまとめ上げて、その際どうだこうだと言ふことは私は決して適當ではないと思ひます。と同時に、先ほどから申しましたように、具体的にとやかく国の名をあげまして申し上げることはやはり避けたい、このように感じておりますので、一つ御了解願ひたいと思ひます。  
○飛鳥田委員 最後に、鳩山総理はこ

いでもう北海道に達してしまふから、千歳からスクランブルで飛んでいつても間に合わない。F86Dではそういうこともしはばあるそうです。そういう場合に鳩山式のミサイル論法はここでは適用にならぬといふことを断定なさいますね。

○西村國務大臣 ソ連から……  
○飛鳥田委員 ソ連と言つていいです。  
○西村國務大臣 いや、飛鳥田さんの御設問で、樺太からミサイルが飛んできたという意味でソ連という言葉が出たわけでありまして、ミサイルが飛んでくると、それをもって日本はお手上げかとおっしゃいますから、そういう場合においては全面戦争、突然樺太からミサイルが飛んでくるということはある得ない。従つて日米安保体制によるところの抑制力なり、あるいは共同防衛力が働く、こう思ふのであります。それではそのとき自衛隊は手をむなしゅうして、あせんとして見てゐるかといふと、そうではありません。私は日本人及び日本の国土の安危に關しますから、日本人はおろそく百人が百人立ち上がつて自分の国を守るであらう、こう考えるのであります。座して日を送るということはないと思ひのであります。  
○飛鳥田委員 ほかの伺つてゐること

○西村国務大臣 もちろん私が申し上げますように、そういう場合におきましては、突然撃つてくるのではないと思ひます。いろいろな態様が出てきて、おそろくミサイルなり、特に核を使い長距離のミサイル等も使うような場合、あるいは相当強力な兵器を使つていく場合においては、相手方も全面戦争というものを一応覚悟して考へてゐるのではないか。その場合においては安保体制が当然発動されておりますし、私はそれによつて日本がその基地を先制攻撃するとか、あるいは少なくとも基地自体に対して日本が間に合わない武器を持つて向かうよりは、自分自体の国土の中でやるべき任務、仕事がたくさんあると思ひます。

○飛鳥田委員 もう少し僕の話の聞いておいていただくとありがたいのですが、国後島にはかなり大きな飛行場があつて、そこからは三分ない五分で北海道に達し得るわけですね。そうして千歳からスクランブルで飛んでいっても、間に合わないことすらしばしばあるのです。これは現実にある事実ですから否定できないでしょう。そういうものについて、かつて鳩山さんは、向こうからミサイルが飛んできて、そのミサイルを防ぎ得ないというように、ほかに方法がないときには、向こう側のミサイル基地をたたくということもあり得る。こういう議論をなさいますから、それと同じ議論がそういう諸島に適用になるといふことはありませんかというのを伺つてゐるわけですね。ですから向こうに合わないというので、やはり抑提、国後の飛行場をとらなければならぬ、あるいはこれを爆撃せねばならぬ、こういうことにな

りはしないのかと言つて聞いているのです。

○海軍政府委員 国後、抑提の飛行場からの襲撃ということとミサイルで撃たれるということと、両方一緒に御質問になつておりますので、飛び上がつても間に合わないではないかという方を私からお答え申し上げます。というのは、そのような事態が起こりました場合には、いろいろと先ほどから長官も申しておりますように、その前提があるわけでございます。突然空から飛行機が落ちてくるということではございません。従ひましてこれは航空自衛隊としましては、スクランブルで飛び上がりまして、領空侵犯的な態勢には対処できませんけれども、そういう危険な状況には、常時空中待機という方法がございます。これはどの国でもやつてゐるわけでありまして、従ひまして状況が悪くなりました場合には、一応手持ちの飛行機を空中で待機させておくというようにすることによりまして、先生の御質問になりましたような不意のわが国に対する襲撃というものは、一応は防ぎ得るのではないかと、このように考へます。

○飛鳥田委員 横道に話がそれてしまふますが、常時待機という方法があることは私も知つていますが、一体そこだけにそんなに常時待機できるのですか。そうして常時待機とおひばりになりますか、一体今の自衛隊は、そのF86Dでさえ、あるだけの飛行機を操縦するパイロットを持つていないじゃないですか。F86Dの保有機数とパイロットの数を言つてごらんないさい。F86Fの保有機数とパイロットの数を言つてごらんないさい。相当開きがある

はずですよ。そういうパイロットの数が非常に制約されてゐる段階で、常時待機なんてできませんか。そうしてまた常時待機なんてナンセンスですよ。

○海軍政府委員 私の説明が不十分で申しわけございませんが、先生の御設問の国後、抑提だけのことをつかまえてお聞きになつておりますので、勢いその面だけのお答えになるわけですね。長官は先ほどから、そういうような事態はあくまで全面戦争的な要素を前提に置いてものを考へなければならぬといふと申し上げておる次第でございます。私も国後、抑提からの場合ということに限定をされますので、お答えをしておるわけでありまして、同時に、現在F86Dを常時待機させるということに申し上げておられます。幸いいたしまして現在はそのような準備体制を必要とする事態でございせん。かりにも万一そのような事態に至りました場合には、現在F86Dにつきましては具体的に養成済みのパイロットの数を手元に持ち合わせておりませんが、少なくとも保有F86Dは有事即応の体制に移り得るものであるといふことは、私も準備として持つております。

○小幡政府委員 F86Dの機数とパイロットの数を申し上げます。四月一日現在の機数は百十三機、パイロットの数が百一名であります。

○飛鳥田委員 今御発表になりましたように飛行機の数は百十三台あつて、パイロットは百一人しかいないのです。常時待機という場合には、機数の五倍ないし十倍パイロットがいなければ、実際上常時待機なんという事はできないことは百も御承知でしょう。しかもあつては百と言つてすぐおき

めになつてしまひますが、それでは長官のおっしゃるやうに全面戦争になつた場合にはやるのですか。

○西村国務大臣 私はやるやらぬでなく、その場合におきましてはまず日米安保体制が発動されて、アメリカの抑制力が戦力とかわつてこれを押えるであります。それで自衛隊自体は何もしないのか。やはり自衛隊は、自衛隊どころではありません。私は全国民が死力を尽くして、北海道民はこれを守るに必死の力を尽くすであらう、こう考へるわけでありまして、○飛鳥田委員 直接侵略にからんであまり意見をかわしておつたところで仕方ありませんから、この程度で。あなたの方の考へてゐる直接侵略といふものがどんなものであり、どういふ御準備をなすつてゐるかといふことは、問答の中で明らかにしたと思ひます。

そこで今長官のお説の中にはしくも出てきたのですが、アメリカ軍と共に同動作する、アメリカ軍が抑制力を発揮するだらう。抑制力じゃなく、その場合には攻撃力です。こうおっしゃるわけですが、その点は私たちが非常に疑問を持つてゐるわけですね。自衛隊もすいぶん大きくなつていますが、どうしてもアメリカさんに寄りかからなければやつていけない、こういうことですね。前会石橋さんが一つの例証としていろいろおあげになつて、米軍の指揮を受けるのじゃないかといふことを言われたわけですが、私もやはり同様の疑問をそこで持たないわけにはいかなければや。抑提、国後だつてやる、こういうことになるはずですよ。自主性といふものはそこにはない。北海道防衛

といふ名に隠れてやつてしまふということになりやうだ、そういう危険を非常に感ずるわけですね。一つの例として、きのう日本の自衛隊は警戒体制をとられたはずですよ。しかもそれはアメリカ軍からの情報提供による、こういうことであります。一番の問題点は、リーダー・サイトは日本のもの、ADDCは日本人が経営してゐる。ところがそのもう一つ上のADCCのところへいくと、実際はアメリカ軍に握られておつて、さらにその上の府中あるいはその他の最終判断のところへいくと、もつと米軍支配の様相が濃く、こういうところに問題があるのじゃないでしょうか。そういう点で日本の自衛隊はうわべは独立のように見えるが、実は米軍に隷屬してゐるという形態、そういう機能しか持てないという感じがするわけですね。しかしこれは石橋さんが御説明になつたところですから、私はあらためて申しません。その一つの例を私は新地位協定第三条に見ないわけにはいかな。今一体日本の自衛隊とアメリカの軍隊と一緒に住んでおる。一緒に住んでゐるというのもおかしいのですが、共同使用しておる個所といふのは幾つぐらいありますか。

○木村(秀)政府委員 米軍と共同使用しておるものは二十八件でございます。

○飛鳥田委員 しかもそれはみな自衛隊の重要部分です。ところがアメリカが接収したアメリカの基地の中に日本軍が共同使用させてもらつておる限り、アメリカ軍のコントロールに従わなければならぬといふのが、地位協定の第三条です。管理と訳してありますが、英文の方を見ますとコントロール

と書いてあります。一体このコント  
ロールという言葉を、どのようにあな  
た方は解釈しておるのですか。米軍の  
コントロールを受ける部隊ですよ。

○加藤政府委員 地位協定に規定して  
ありますことは、その施設の管理権を  
米軍が持つておるということでありま  
して、指揮関係には及ばないと思いま  
す。

○飛鳥田委員 そこに問題があるわけ  
です。米軍は、新地位協定の三條に  
よつて、施設についてだけ持つておる  
のですか。そうではないはずで、条  
文をよく見て下さい。米軍はその施設  
の中で必要なあらゆる措置をとれる  
のです。出入も制限することができ  
ますし、使用施設一切のものが含まれ  
ておるわけです。この問題については前  
の行政協定には、権利、権力、権能と  
書いてあった。しかし同じことを、聞  
こえが悪いというのでやさしく、あら  
ゆる措置をとることができ、こうい  
うふうに改めたわけで、建物、土地に  
ついてだけの管理権ですか。そうじゃ  
ないはずですよ。その中に入ってくる  
一切のものについてのはずです。そう  
でなかつたら米軍と、調達庁が供給し  
てゐる駐留軍労働者との関係なんとい  
うのはどうなんですか。

○加藤政府委員 地位協定の三條は、  
今おっしゃいましたように「施設及び  
区域内において、それらの設定、運  
営、警備及び管理のため必要なすべ  
ての措置を執ることが出来る。」この通り  
でございます。でありますから門を出  
たり入ったりということについて、向  
こうの管理上の都合によつて制限する  
というふうなことはあり得ると思いま  
す。しかしそのことと自衛隊に対する

指揮関係とは別ものであると思いま  
す。

○飛鳥田委員 向こうのあらゆる措置  
をとれるものの中に入つてしまつてい  
るのです。従つてこれについては一  
切の行動を監督、管理されることは仕  
方がないのじゃないでしょうか。そう  
いう点について私はコントロールとい  
う言葉をどう解釈されるかということ  
を伺つたのですが、コントロールとい  
う言葉は字引を引いてごらんになる  
と、管理と訳してありますから非常に  
やさしく響くのですが、同じ管理でも  
マネージメントとか何とかいう言葉  
とは全然意味が違ふのです。その辺に  
ついて御研究になつたことはございま  
せんか。

○加藤政府委員 おっしゃる通りコン  
トロールという言葉の受けるニュア  
ンと申しますか、マネージメントとは  
違ふと思ひます。しかし現実の問題と  
いたしましてわれわれ関係してあり  
ます限り、自衛隊が米軍によつてコ  
マンドされるということはありませ  
ん。この点につきましては今申し上げ  
た通り事実がないものであります。そ  
う、それ以上深く研究したことはござ  
いません。

○飛鳥田委員 それではぜひ歸つて字  
引をお引きになつていただきたいと思  
ひますが、コントロールという言葉を  
法律辞典で引いてみますと、主人と家  
来、本店と支店のような権力関係を有  
する、こう書いてあります。これは条  
約に使われている言葉ですから、当然  
法律的な解釈をしなければならぬはず  
です。主人と下僕、本店と支店のよう  
な支配関係を意味する。ちゃんと書い  
てあるのです。施設や何かについて運

営、管理、こういう点であなたはお述  
げになつておるのですか。コント  
ロールという言葉自身は、法律的には  
そういう権力的な対人関係を意味す  
る。コントロール・タワー、こういう  
使い方が正当でしよう。そういう意味  
でコントロールという言葉は、今現  
実に平時のこの状態の中で、米軍から  
コマンドされるという事実はないで  
しょうが、いざという場合には、この  
コントロールという言葉を理由にし  
て、指揮を受ける潜在的な可能性を  
ちゃんと含めておるのです。そういう  
点で私たちは非常に疑問を感じないわ  
けにいかないのですが、この点につい  
て外務省なり何なりときちつと打ち合  
わされて、コントロールという言葉は  
違ふのだ、そういう部隊に対する指揮  
とは無関係だということを明確に確認  
をされておかないと、いざという場合  
には、米軍からコントロールとちゃん  
と使つてあるじゃないか、こう言われ  
た場合にどうの音も出なくなつてしま  
う、こう私たちは思ふわけです。そう  
いう意味で、今自衛隊は共同使用をし  
てゐる限り、米軍のコントロール下に  
ある、こう解釈するのが条約の正しい  
解釈だろうと私たちは思つていま  
す。いかがでしようか。

○加藤政府委員 御承知の通り自衛隊  
は自衛隊法によつて運営されておるわ  
けであります。自衛隊法におきまし  
ては、指揮系統というものは法律的に  
総理大臣から順次下まで定めておりま  
す。それ以外の、法律に規定してある  
以外の指揮を受けることはできないわ  
けであります。でありますから、そう  
いう指揮系統に違反するようなことにな  
る結果を招くような事態は、これは

私は自衛隊としては考えなければなら  
ないと思ふのであります。コントロー  
ルという言葉はよく調べてみますけれ  
ども、今申し上げた通り、その施設の  
中において、それは主人でありますか  
ら、そこはわれわれは一緒に入つてお  
るわけでありまして、出入りのとき  
にどうであるとか、あるいは炊事の  
きにとりであるとかいふふうなこと  
は、時間的に朝食をしてからやろう  
じゃないかといふことは、これはある  
わけでありまして、それ以上のことはな  
いはずだと思ひます。

○飛鳥田委員 そういふ危険を私たち  
は感ずるわけです。そしてまた現に条  
約はそういうことを示しているわけ  
です。これは一つの例です。  
もう一つの例を一つ伺つてみたいと  
思ひますが、このごろ米軍は日本全土  
の地図を作り直しているはずで、も  
う九州の地図はでき上がったと思  
ひます。その後他の地区に移つて作り  
かかつてゐるだらうと思ひますが、こ  
れについても建設省の地理調査所ある  
いは自衛隊はこれに協力をしていら  
っしゃる。今は仲よくしてゐますが、よ  
その他国に日本をまる裸にするよう  
な地図を全部作らしてしまふというの  
は、一体どういふわけですか。これは  
自衛隊がやつていらつしやるのですか  
ら、伺ひます。

○海原政府委員 私、自衛隊が協力し  
て今先生のおっしゃいましたような地  
図の作成をしておるということにつ  
きましては、まことに申しわけないの  
ですが、ただいま事実を調べて承知いた  
しておられません。従ひまして何とも御  
返事申し上げられませんが、至急調査  
いたしましてお答え申し上げます。

○飛鳥田委員 それでは日本政府がア  
メリカ軍に日本全土の航空図をとらし  
たり、それから地図を作らしたりして  
おられることは御存じでしよう。

○海原政府委員 日本全土の地図につ  
きましては、いわゆる占領時代におき  
ましても詳細な空中測定の地図ができ  
ております。従ひまして今新たに特  
に、今先生のおっしゃいましたような  
まる裸にする結果になるような地図の  
作成は私はあり得ないと思ひますが、  
これもどういふところでのどのような地  
図を作つておるのかは、至急米軍とも  
連絡いたしまして調査いたします。

○飛鳥田委員 そこに私は一つの疑問  
を發したわけです。僕らしろろとで  
は、もう前の陸軍參謀本部の地図もあ  
るし、いろいろ市販の地図もあるし、  
かなり日本全土は正確な地図がある。  
それなのにどうして作り直す必要があ  
るかといふことを考えておつたわけ  
ですが、たまたま聞きまして、前の參謀  
本部の地図などは、地形としてはかな  
り正確ですが、経緯度が狂つてゐる。  
真駒内などは一分一秒東経で違ふそ  
うです。だから新しいものを作り直す必  
要があるわけです。なぜ作り直すのだ  
らうか。経緯度がどうしても必要な理  
由、すなわちそれはミサイル時代に入  
つたからです。ところがいつの間、た  
しか十二月一日の朝日新聞であつたか  
と思ひますが、それを拝見いたします  
とこういふことが書いてあります。「ワ  
シントン三十日発AP」米軍首脳部と  
世界各地域に駐在する米統合軍司令官  
會議が、一日から二日間わたつてネブ  
ラスカ州オマハのオフアット空軍基地  
にある戦略空軍本部で開かれる。この  
會議での主な議題は、技術の進歩と攻

私に自衛隊としては考えなければなら  
ないと思ふのであります。コントロー  
ルという言葉はよく調べてみますけれ  
ども、今申し上げた通り、その施設の  
中において、それは主人でありますか  
ら、そこはわれわれは一緒に入つてお  
るわけでありまして、出入りのとき  
にどうであるとか、あるいは炊事の  
きにとりであるとかいふふうなこと  
は、時間的に朝食をしてからやろう  
じゃないかといふことは、これはある  
わけでありまして、それ以上のことはな  
いはずだと思ひます。

○飛鳥田委員 それでは日本政府がア  
メリカ軍に日本全土の航空図をとらし  
たり、それから地図を作らしたりして  
おられることは御存じでしよう。

○海原政府委員 日本全土の地図につ  
きましては、いわゆる占領時代におき  
ましても詳細な空中測定の地図ができ  
ております。従ひまして今新たに特  
に、今先生のおっしゃいましたような  
まる裸にする結果になるような地図の  
作成は私はあり得ないと思ひますが、  
これもどういふところでのどのような地  
図を作つておるのかは、至急米軍とも  
連絡いたしまして調査いたします。

○飛鳥田委員 そこに私は一つの疑問  
を發したわけです。僕らしろろとで  
は、もう前の陸軍參謀本部の地図もあ  
るし、いろいろ市販の地図もあるし、  
かなり日本全土は正確な地図がある。  
それなのにどうして作り直す必要があ  
るかといふことを考えておつたわけ  
ですが、たまたま聞きまして、前の參謀  
本部の地図などは、地形としてはかな  
り正確ですが、経緯度が狂つてゐる。  
真駒内などは一分一秒東経で違ふそ  
うです。だから新しいものを作り直す必  
要があるわけです。なぜ作り直すのだ  
らうか。経緯度がどうしても必要な理  
由、すなわちそれはミサイル時代に入  
つたからです。ところがいつの間、た  
しか十二月一日の朝日新聞であつたか  
と思ひますが、それを拝見いたします  
とこういふことが書いてあります。「ワ  
シントン三十日発AP」米軍首脳部と  
世界各地域に駐在する米統合軍司令官  
會議が、一日から二日間わたつてネブ  
ラスカ州オマハのオフアット空軍基地  
にある戦略空軍本部で開かれる。この  
會議での主な議題は、技術の進歩と攻

撃目標の価値の変化に應ずるより戦略的攻撃目標のリストを改正することである。こう書いてあるわけだ。これは私非常に重要な記事だと思つて書き抜いておいたのですが、すなわちいざという場合には、ミサイルで一斉に攻撃する戦略目標をあらかじめ設定しておくわけだ。そのためには経緯度を明確にしておきませんと、飛行機の爆撃と違ひますから狂つてしまいます。一分一秒違つては真駒内に当たらないで、よそに当たつてしまふでしょう。だから必要だ、こう私には思えるわけだ。たまたま聞きますと、アメリカのこの攻撃戦略目標、これはボミング・エンサイクロペディアという形で、ちゃんと東経何度、北緯何度という形で、一斉に攻撃する地点が表示されている。これはトップ・シークレッツですから、私たちには見る余地がありません。皆さんたちはきつと見る機会をお持ちだろうと思ひますが、その戦略攻撃目標としてあげられている中に、大阪と東京と札幌があるというじゃありませんか。そういう点から考へてみますと、やはり日本全土の地図を作り直していくという作業が行なわれているのは当然だろうと思ひます。そういうことについて自衛隊の方々はちつとも意を用いずにいるのか。邪推とおっしゃるならそれでけっこうです。しかし必ずしも邪推と言えないのじゃないか。沖縄にメースを置く。これについてアメリカの政府当局者は、これははつきりとメースがどうかわかりませんが、沖縄の役割はといつてハーター長官にグリーンという議員が聞きますと、まず沖縄の第一の目標は中国向け、第二には日本向け、第三に

は東南アジア向けと答えております。そうすると沖縄にはメースができますし、その他のミサイルもできるわけですね。第二には、日本向け、こう言っているのですから、アメリカから離れていこうとする日本向け、こういう意味でしようね。そういう意味で、大阪、東京、札幌というのはあたりまえのようないふことがあつたわけだ。この中に大阪、東京、札幌などというものが含まれてはいるかどうか、こういうことについてもし御存じならばお答えをいただきたいと思ひます。

○海軍政府委員 今先生のおっしゃいましたエンサイクロペディアは私どもは承知しております。さらにその中に大阪、東京、札幌が入つておるといふことにつきましては、私どもそういうことを聞いておりませんが、先生がそうおっしゃいます以上、確たる根拠があるかと思ひますので、お差しつかえなければ一つお教えをいただきます。それについて私どもは調査いたします。なお米軍に対しましてもそういうことになつておるかどうか、私どもの方で調査いたします。

○飛鳥田委員 私どもの方でも聞き直されるだろうと思つておつたのですが、うわさとして聞きましたから、ですから私は、あるのですか、ないのですかというのを伺つていますので、もし確たる証拠があれば、さあどうですとちゃんとお見せいたします。低姿勢で伺つていますわけです。ですから早くそれをお調べになつてきつとしたいだけだ、こう私は思ふ。しかし現

実に日本全土の地図を作つていふという事実、そして今申し上げたように朝日新聞に発表になつておりますようなAPの記事、こういうものを私たちは無視できないのじゃないか、こういうふうに言つておられるわけだ。そういう点で至急調べていただいて——もつとも調べてといつてもこれは無理かもしれない、トップ・シークレッツだそうですから。ともかくできればお答えをいただきたい、こう思ひます。

まだ実は統幕の権限強化あるいはシブリアン・コントロール、そういう幾つかの問題も伺いたいと思ひますが、もう時間がありませんからあとにいたします。

○久野委員長 両案についての残余の質疑は次会に譲ることといたします。次会は来たる二十四日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十二分散会

昭和三十六年四月二十五日印刷

昭和三十六年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局